

第三十九回国会 社会労働委員会 議 録 第七号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事 大石 武一君 理事 齋藤 邦吉君

理事 永山 忠則君 理事 藤本 捨助君

理事 滝井 義高君 理事 八木 一男君

井村 重雄君 伊藤 宗一郎君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

蔵内 修治君 佐伯 宗義君

澁谷 直藏君 八田 貞義君

古川 文吉君 松浦 周太郎君

松山 千恵子君 米山 吉盛君

赤松 勇君 淺沼 享子君

大原 亨君 河野 正君

五島 虎雄君 島本 虎三君

田邊 誠君 中村 英男君

吉村 吉雄君 井堀 繁雄君

本島 百合子君

出席政府委員

厚生 大臣 瀧尾 弘吉君

國務 大臣 藤枝 泉介君

出席府委員

總理府事務官 小里 玲君

(調達庁事務部長) 小里 玲君

厚生事務官 高田 浩運君

(大臣官房長) 高田 浩運君

厚生事務官 大山 正君

(児童局長) 大山 正君

厚生事務官 森本 潔君

(保險局長) 森本 潔君

厚生事務官 小山 進次郎君

(年金局長) 小山 進次郎君

労働事務官 富樫 總一君

(労働局長) 富樫 總一君

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

十月十三日

委員野口忠夫君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として大原亨君及び赤松勇君が議長の名で委員に選任された。

十月十三日

せき髄損傷患者の援護に関する請願(安藤寛君紹介)(第三二二号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(大石武一君紹介)(第三二二号)

同(有馬輝武君紹介)(第五二二号)

同(床次徳二君紹介)(第五二四号)

同(藤本捨助君紹介)(第五二五号)

同(村山喜一君紹介)(第五二六号)

資格未取得引揚医師に対する特例措置に関する請願(西村力弥君紹介)(第三三二号)

同外一件(松浦周太郎君紹介)(第三二四号)

同(坂田道太君紹介)(第四五八号)

同(村山喜一君紹介)(第四五九号)

同(床次徳二君紹介)(第五二二号)

同(池田清志君紹介)(第五八〇号)

同(飯塚定輔君紹介)(第五八一号)

同(中村重光君紹介)(第五八二号)

戦没者遺族年金増額に関する請願(八木做雄君紹介)(第三二五号)

特殊漁船船員戦没者遺族の処遇改善に関する請願(小山長規君紹介)(第三三九号)

未帰還者留守家族援護に関する請願(加藤高蔵君紹介)(第三六七号)

小児マヒ治療に関する請願(中垣國男君紹介)(第三六八号)

国民健康保険事業に対する国庫負担増額等に関する請願(池田清志君紹介)(第五一〇号)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正に関する請願(池田清志君紹介)(第五一一号)

生活保護法及び健康保険適用入院患者の給付に関する請願(松本一郎君紹介)(第五七一七号)

国民年金事務費の増額に関する請願(松本一郎君紹介)(第五七二二号)

職業補導中の生活保護法による被保護者の収入算定に関する請願(松本一郎君紹介)(第五七三三号)

し尿処理施設費国庫補助に関する請願(松本一郎君紹介)(第五七四四号)

保育単価基準の改正に関する請願(松本一郎君紹介)(第五七五五号)

国民健康保険事業に対する財政措置に関する請願(松本一郎君紹介)(第五七六六号)

療養師を社会保険の病養担当者に加える請願(松本一郎君紹介)(第五七七七号)

無届療養術者の救済措置反対に関する請願(池田清志君紹介)(第五七八八号)

同(山口丈太郎君紹介)(第五七九号)

日本住血吸虫病予防事業費国庫負担率引上げに関する請願(橋橋渡君紹介)(第五八三三号)

結核治療費全額公費負担制度の完全実施に関する請願(藤本捨助君紹介)(第五八四四号)

国民年金制度が創設されたことは、社会保障の中の非常に欠けておった所得保障の柱の一つ確立された意味で、その意味では非常によいことだとは思いますが、御承知の通り非常にその内容が乏しい。そしてまた組み立てが非常に間違っているという点があるわけでございします。その点で急速な、抜本的な改正が必要であるにもかかわらず、先国会において九点ほどの改正案を出され、今国会にはそれだけに少しつけ加えた改正案を出されたいけれども、この改正は国民の要望というところから見ましたならば、非常に微温的な、乏しいものであると考えるわけでございします。その点につきましての厚生大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

本日国会に付した案件
国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)
年金福祉事業団法案(内閣提出第一四四号)
児童扶養手当法案(内閣提出第一五五号)
通算年金通則法案(内閣提出第一六六号)
通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)
労働関係の基本施策に関する件(駐留軍労働者の労働争議に関する問題)

○中野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の国民年金法の一部を改正する法律案、年金福祉事業団法案、児童扶養手当法案、通算年金通則法案及び通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案、以上五法案を一括して議題とし、審査を進めます。
質疑の通告があります。これを許します。八木一男君。
○八木(一)委員 ただいま議題になりました諸法案につきまして、厚生大臣に御質問を申し上げたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 国民年金制度はようやくその緒に付いたわけでございします。従って今後の状況に依りまして、不備な点があればこれは改めなければならぬと思ひます。今回の国会におきましては、前回の通常国会に提案したものを大体踏襲いたしまして、その節いろいろ御意見のありましたものも、つけ加えて出しましたようなわけであります。抜本的な改正という問題を今直ちにやるだけの余裕を私は持っておりませんけれども、もちろん制度はよくなければよくならないことはないのでありますから、そうした意味では十分検討を続けて参りたいと思ひますが、今直ちに抜本的な改正をやるというだけの余裕は持っておりません。

○八木(一)委員 十分ではないものだけれども、一歩前進だからという点の御見解を伺いまして、一歩前進である点は私も認めるのにやぶさかではございません。しかしほんとは百歩、二百歩、三百歩という前進が、ほんとうの意味で自民党内閣から公約されているはずでございますので、一歩前進では、これはあまりに不十分な状態ではなからうかと思ひます。昭和三十三年に国民年金について、政府の国民年金法案と、わが党提出の国民年金法案の論議がいろいろ行なわれました。

そこで、提出の責任者であります厚生大臣の坂田道太君並びに内閣総理大臣の岸信介君と野党側との間に、非常に綿密な、精細な、熱心な論議が行なわれたわけです。そこで総理大臣並びに厚生大臣の御意見は、野党側の申し上げていろいろの点について、政府側の案が十分である、あるいは不合理である点があるという点について、完全にお認めになったわけでありまして、しかしながら今発足させるので、提出年金が始まるまでにその欠点は完全に克服したものを提出するという点で、国民年金法案を了承してくれというようなことを、繰り返し繰り返し言われたわけでありまして、しかしながら私もそれについて、その点では満足できませんので、政府案の国民年金法、現行法になつてゐるものについて反対をいたし、わが党の自信を持った案について主張をいたしまして、その態度を示したわけでございますが、政府の方は自分みずから十分であり、不合理であることを認められて、それを提出年金制の始まるまでに直していただくということを大きく公約されてお

ながら、出された案というものはその根本に触れず、非常に乏しいものであつて、私どもの考え方からすれば非常に不十分であると思ひわけでありまして、その点について、今度出された案ということではなしに、この国民年金制について責任を持っておられる瀧尾厚生大臣は、この案が非常に不十分であるということを認められるかどうか、認められなければ間違ひであると思ひますが、これについての御意見を伺ひたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 私は現在の国民年金制度が必ずしも十分であるとも考えませんけれども、現在の段階としてはこの程度のところからやっていく以外にはないということ、提出年金制度が実施せられるに至つたもの、かように考へてゐるわけでございます。だんだんと不備な点は正していくということについて勉強をしていく方針に変わつてまいりません。十分検討はして参りたいと思ひますが、日本の現状から申しまして、まずこの程度のところから出発して、改めるべき点があれば逐次改めていくという考え方で進んで参りたいと思つております。

○八木(一)委員 先国会に古井厚生大臣のときに案を出された。その次に与党の方の修正案で、その修正案は成立はいたしませんでしたけれども、衆議院の社会労働委員会が可決をされた。その点を加えて今度修正案を出された。その点の最小限度の誠意は大いにたつきりと思ひたいと思ひますけれども、それはごく最小限度の誠意であつて、それでは発展性がないと思ひわけでありまして、厚生大臣は新しく厚生省を預かつておられるわけでございます

から、この中の大きな制度である国民年金制度について積極的な非常な熱意を持つていただきたいと思ひわけでありまして、そこで現在の状況ではこの程度でやむを得ないということは、私どもにとつて非常に不満であります。非常に経験の深い熱心な政治家であられる瀧尾先生となさいましては、これはまだおなれになつていないので、それから前に古井さんの出されたものの事後処理的な案が用意されておつたので、おそらくそれに積極的な変革を加えるいろいろな条件が少なかったためにそういうことができなかったと思ひますけれども、それについてある程度の前進を加えることは、国会の審議の場でも十分にできるわけでございます。また来国会の通常国会を控えて、来年度予算をもとにした問題では大きく展開することができると考へております。そういう点について、厚生大臣はこの問題について、厚生大臣は徹底的に熱心に取つ組まれて、大臣の任期の間に国民年金制度が健全な十分な発展を遂げたというふうなことにせひしていただきたいと思ひわけでございますが、これについての御見解を伺ひたい。

○瀧尾国務大臣 国民年金制度は、社会保障制度のうちのきつめて重要な地位を占めるものだと思ひわけでありまして、従ひましてその制度が不完全なところがあれば完全にしてい、足らざるところがあれば補つていくということに努めることは当然だと私は思ひます。その点の最小限度の誠意は大いにたつきりと思ひたいと思ひますけれども、それはごく最小限度の誠意であつて、それでは発展性がないと思ひわけでありまして、厚生大臣は新しく厚生省を預かつておられるわけでございます

といたしまして、よほど積極的な意味でもって研究も努力も、国情に相應しつゝ前進をしていく、こういうような考え方でも進みべきじゃないか。私もまだこの方面のことにつきましては十分な知識もございませんし、経験もございません。そういう意味におきましては、八木さんは専門家でいらっしゃると思ひますので、いろいろとお教へを受ける場合もあると思ひます。せつかく勉強させていただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 ただいま厚生大臣は国情に即してとおっしゃつたわけでございます。ほんとうの意味の国情に即してということであればいいわけですが、けれども、厚生大臣はほんとうの意味で考へておると信ずるわけでございますが、財政の配分をする、あるいは今までの既存制度をいろいろとする場合に、やはりこれは新しい制度です。非常に乏しい進歩でも、前になつたから相当大幅な財政が要するといふようなばつととした認識が政府に、あるいはほかの政治に關係する人々にもありがちなものであります。新しい制度であるけれども絶対に必要な制度であるものは、やはりそういうことで積極的にやつていかないと、ほんとうの意味の国情に即した年金制度はできないと思ひます。今までなかつたのですから、今までなかつたことが間違ひですけれども、なかつた、数年前だつたら、ないのが国情に即してゐると思つてゐるような、この制度に理解のない連中がいたかと思ひます。日本の国情では国民年金制度などなくても仕方がないんだということを、六年前思つていた人が大部分じゃ

ないか。ですから発展をしなかつた。そういう新しく発展するものについて、は、国情に即してということですが、ほんとうの意味ならいいのですけれども、ばつととした意味に解釈されて、今までなかつたけれども新しく芽を出したものだから、そんなに急速に進めることはなかなかむずかしい、それを急速に進めるのは国情に即さないといふような間違ひした俗論が世の中にはござつて、大事なものの発展が阻害されるおそれがある。ですから国情というものはほんとうの意味の国情——所得保障が必要である、日本には貧乏が多い、老齢者が困るというほんとうの意味の国情に即した線に従つて、財政的には今までなくても、それが必要であればそれを裏づけをして断固としてやるという意味で進めていただきたいと思ひますが、これについての厚生大臣のお考えを伺ひたい。

○瀧尾国務大臣 非常に激励をしていただいております。この数年間の状態を考えますれば、やはり国民年金というものの対するお互ひの認識も十分でなかつたかもしれません。しかし同時に、また日本としてそれをやり切るだけの基礎もまだできていなかったといふことも申し上げられるのではなからうか。どうやらこうやら国民年金に踏み切ることができたという段階だろつと思ひます。もちろん先ほど来申し上げておりますように、もっともつと完備した年金にしたいという意欲は持つわけでありまして、物事を進めるといふことは、あるいはつんのめつてしまつておられるところがあるわけでありまして、やはり慎重な考へ

ないか。ですから発展をしなかつた。そういう新しく発展するものについて、は、国情に即してということですが、ほんとうの意味ならいいのですけれども、ばつととした意味に解釈されて、今までなかつたけれども新しく芽を出したものだから、そんなに急速に進めることはなかなかむずかしい、それを急速に進めるのは国情に即さないといふような間違ひした俗論が世の中にはござつて、大事なものの発展が阻害されるおそれがある。ですから国情というものはほんとうの意味の国情——所得保障が必要である、日本には貧乏が多い、老齢者が困るというほんとうの意味の国情に即した線に従つて、財政的には今までなくても、それが必要であればそれを裏づけをして断固としてやるという意味で進めていただきたいと思ひますが、これについての厚生大臣のお考えを伺ひたい。

もとに堅実に進んでいくというような態度でいくべきではなからうか。幸いにしてどうやらその糸口が開けたわけでありませう。これから、これをいよいよのしっていくことのできるいろいろな教えを受けたりしてやっていきたいと存じておるわけでありませう。

○八木(一)委員 今、どんな進めなければならぬけれども、あまり高度の目標を立てるとつんのめってしまふということもおそれなければならぬ部分であるというようなお考えに伺いました。普通の政治的なすべての問題で、ほんとうの意味ではそういうことも必要な場合もあるかと思ひます。

しかし年金制度の場合は、つんのめってしまふという考え方が非常に阻害をしておるわけでありませう。というのは、非常に必要なものであるけれども、今までになかったものでございませうから、それが魅力のある目標が掲げられておれば、それに対する積極的な期待が高まり、それに対する協力が高まる。ところが非常に魅力のないものであるがために、それに対する理解も深まらないし、従つてそれに対する協力も高まらないという状態があるわけでありませう。それが去年から行なわれましては延期運動等に対する反対運動あるいは延期運動等の批判運動であります。ことにこの拠出年金制度というのは、派生的にすぐ遺族とか障害が必要とするという部分もありますが、この本質で、大部分の老齢年金に關しては、直ちに全国民にその金額を支給されるのではなく、何年後にどのくらい支給されるというのを目標にして拠出制度が始まるわけでありませう。その目標が初めから乏しいものであり

魅力の少ないものであれば、現在持つておる現金の魅力にとらわれて、年金制度に対する期待を消失してしまふ、あるいは非常に激減してしまふということが起こるわけでありませう。でありますからその目標を、ほんとうにそのような準備をするに足る目標であるということを示すことが必要であらうかと思ひます。けれども、この政府の拠出年金制の目標はほんとうにそうなのではないかと。今までゼロであったかだけ、ほんとうに年金のことを考えれば問題にならない。はつきり申し上げますと、六十五才開始、月三千五百円ということが一つの基本の組み立てになつてゐる。もちろん四十年間掛金を納められない人はそれ以下であり、いろいろの条件がついておりませうが、基本的に年金の開始年齢になる二十才の人が、最初から入つて四十年間納めて、五年間待たされて、四十五年後に月に三千五百円もらうという組み立てになつてゐる。その組み立て自体が、その金額の設定、開始年齢設定自体が非常に魅力に乏しいものでありませう。この三千五百円という設定は、厚生省自体としてもいろいろの計算をしてこつたものを出してゐられるようであります。しかしこのことは、社会保障制度審議会が非常に権威のある審議会、熱心な審議会でありませうが、この問題に關する限りは非常にあやまちを犯してゐる。年金制度に關する勧告案で、四十年後の三千五百円を一つのめだにしたらよろうという勧告を出してゐるわけでありませう。ところがその前文でどういふことを書いてあるかといへば、この三千五百円という金額は、

結局国庫負担の能力あるいは保険料負担能力その他からきておりませうし、それからまたその間の生活状態の水準の変転ということ等、そういうものすべてからきてゐるわけでありませう。日本は五・五％か六％という非常に異常な成長の成長が低かつた資料をもつて計算された状態でありませう。その前の、日本の経済の状態が悪かつたときの資料でありませう。ところがその後非常に成長が成長をいたしました。成長が成長であります。しかし成長の行き過ぎで、過度の設備投資の結果いろいろの経済状態が生れておりましたけれども、池田内閣においてはしかしながらいふまでも、池田内閣においてはしかしながらいふまでも、五・五と五・五という経済成長を、全般的には平均七・二といふことで十年間の所得増進を断じてやつてみせるといふことを言つておられるわけでありませう。そういうふうな、悪いところを見れば五と五・五、五、よいところを見れば十何％、平均的の計画では七・二と九・〇％とかいふことがその当時の歴代の自民党内閣、内閣総理大臣あるいは大蔵大臣、企画庁長官等がはつきりそういうことを自信を持った形で言つてゐるわけでありませう。まあ世の中の批判によつて政権交代のこともあらうかと思ひます。私も私どもは一兩年後に政権交代をすることを期待してゐるわけでありませう。その場合にはおそらく日本社会党が政権を握ることにならうと思ひます。日本社会党においてはより堅実に、よりスピードを上げて経済成長をする確固とした政策を持つてゐるわけ

です。でございませうから、自民党が政権を握らうとも、あるいは日本社会党へ政権が移らうとも、この経済成長が、少なくとも、どんなにまずい場合でも五％以上で伸長するといふことは、当然に予想されることでありませう。ことにまた戦後、あるいはこういうような技術革新というようなきは急に伸びるけれども、そうじゃないときには平準化するとかなかなか伸びないといふような学説もございませう。そういう点を顧慮して考えましても、明治以後の日本の経済成長の平均率は四％、そういうことを考えれば、二％といふことはあまりにも低い程度に抑え過ぎた経済伸長の設定でありませう。このこと自体は——社会保障制度審議会もほとんど間違ひを犯さない審議会でありませうが、これは間違ひを犯してゐることを自覚をいたしまして、今度の総合調整の協議の場で、これは間違ひを犯したから、この問題についてはあらためて意見を言さなければならぬといふことが今議論されてゐる状態でありませう。制度審議会のことはさうでありませうが、政府のいろいろの統計からいへば、いろいろの経済計画について関係の深い政府の方にされては、二％があまりに時代離れをした低い設定であるといふことは、もう当然お認めにならうと思つてゐるわけでありませう。さうなりませうと、その他の点については、制度審議会には不備な点も乏しい点もありませうが、大体さう間違ひした答申を出してゐない。いろいろの意見は違つたとしても、いろいろの角度の検討はしてゐるわけでありませう。で、二％と抑えて、それから資本蓄積分を〇・五に抑えて一・五の率で年金額が大きくなつてい

なければならぬといふ考え方にとつて、昭和三十一年度でございませうか。生活保護の全国の一人平均二千円を基準といたしまして、それで四十年間たてば三千五百円になる。最低そこまではしなければいけないといふ勧告を出したわけでありませう。その勧告を尊重せられまして、またいろいろの角度で厚生省も検討せられまして、また与党も検討せられて、それで三千五百円という金額を設定されたわけでありませう。が、これはあまりにも低い。二％を少なくとも四％に勘定しましたならば、二と四とは猛烈な金額の差になるわけでありませう。これは今手元に複利表を持って参りませうと。これは、二と四というの、四十年たてば猛烈な差になります。さうなると、三千五百円といふことよりは、猛烈な高き年金額が至当であるといふ勧告になるべきはさうである。それからもう一つ、それは四十年後の金額である。ところが政府の年金案は、それを四十年から五年据え置いて四十五年後に開始にならなうと、さらに高くなるわけでありませう。年金の本筋から離れた非常なことに金額でありませう。三千五百円といふことになれば、それは今二十才くらいの人にとつて、四十年間掛金を納めて、五年待たされて、生きてゐるか死んでゐるかかわからないが、生きてゐる場合に、そのときに三千五百円もらふといふことでは、あまりに魅力が乏しくて、年金制の重要性を浸透させようといふ人の努力を受け入れる気

持になりきれないわけであり、もつとその年金だけで六十才から、あるいは六十五才からというものは安心して食べられるというふうには保障するに足るだけの金額、そういうふうには国民が受け取る金額であれば、今一時使いたい金を保険料に納めても、そういうものが将来完全に保障されるならば、それはいいものだという気持ちになるであらう、三、三千五百円では、国民は数値計算はあまりいたしませんから、感覚的に、つまらないじゃないかという点で、この目標の金額を飛躍的に増大される必要があろうかと思う。前厚生大臣の古井さんは、それなら今すぐはつきりしろということについては少しばやかされましたけれども、こんなものは少な過ぎる——あの方は、まあ一万五千円くらいでは少な過ぎる、二万や三万くらいにしなければいけないということ、この委員会の席上で、わが党の方が少し態度が手ぬるいというような意味で、非常に自信を持って発言されたわけであり、その古井さんの考え方は非常に積極的でよいと思うのですけれども、古井さんは厚生大臣をずっと続けられるわけではない。次の厚生大臣がこの考え方を受け継いでいただかなければならないし、古井さんは相当勇敢だと思つたけれども、それでも乏しいのです。次の厚生大臣はさらにそれを発展させて、それから空白なものでなしにそれを固定させた方針を出して、確実なもので、それでもっと拡大されたものにしていただかないと、年金制度の発展がないと思う。その点について、瀧尾厚生大臣のお考えの方向——直ち

にいつから何万円という金額にしますということは出来ないにしても、たとえばどのくらいには必ず来年からするとか、そのくらいの返事は、これは瀧尾先生の政治家としての信念と政治力をもってすれば、今直ちに答えを願えると思う。そういう点で、どのくらいの金額に急速に引き上げられるか、厚生大臣の御意見を伺いたいと思う。

○瀧尾国務大臣 いろいろ有益な御意見を伺ったわけであり、国民年金について魅力が乏しいじゃないかというお考えは、私も感覚としてはそういう気がしないわけでもないのですが、今度の案の改正も、一つにはそういう点を考慮しての改正として立案されたものと考へておるわけでございます。現在の四十年前先に三千五百円というのは、なるほど私も考へてきたものかというふうなことは、これは思わざるを得ないのであります。従つて、ほんとうに老齢年金がもたらせる時期において、今のような状態ではおそろくあり得ないと私は思ふのであります。経済情勢の推移、国民の負担の能力という点をあわせ考へつつ、やはり前向きの問題として考へなくちゃなるまいと思ひますけれども、勉強が不十分でございます。それから、一体どのくらいのものを四十年前に予定したらしいものだろうかというふうな点については、私はまだ自分としては結論を持っておりません。厚生省といたしましても、計算上間違いがあるといけないうのでございます。見通しに誤りがあるといけないう問題だと存じますので、十分検討したいと思ひ存じます。また、幸い社会保障制度審

議会です、そういうふうには御検討されていられるとすれば、そういうふうな権威のある審議会の結論を十分尊重して参りたいと思ひます。今具体的にどうというとはちよつとお答えいたしかねますけれども、検討は十分いたしたいと思つております。

○八木(二)委員 それでは具体的にはあれですけれども、非常に近い時期に年金の目標を上げられるということ、厚生大臣としてはつきりそういう態度を示されたものというふうには理解して進めていきたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 八木さんに一人きりされても実は困るのでありますが、心持は八木さんとそんなに違つていないと思つておりませんけれども、責任ある政府としましては、いつどうするとかこうするとかいうことを今申し上げるわけには参らぬと思ひます。十分その辺のことについては勉強させていたきたい、かように申し上げるわけでございます。

○八木(一)委員 責任ある政府ということ、閣内における責任をおとりになるのですけれども、政治はやはり積極的に動かす方がないと動かないと思ふのです。それで、閣内では総理大臣が内閣の中核になつておられますけれども、政治経験において瀧尾さんはほかの閣僚に断じて劣るものではないと存じます。確信を持ってやられれば、当然それは通る問題でございます。ここに経済は曲りかどになつておりますけれども、来年度の財政資金の余裕は五千億を優にこえるといわれておるときであります。そういうようなときにこういうようなものを発展させなければ、これは非常に時期を失するわけ

あります。

それからもう一つ、年金のいろいろな批判運動、去年からの反対運動、抜本的な改正をしなければ延期をしろという延期運動、そういうことがありますが、これは政府の方の拠出年金がある意味では非常に老齢にできておりまして、経過的な福祉年金が拠出年金の登録をしなければならぬというふうな不利益処分を生ずるという、実には、反対運動が幾分それをおそれて登録をしてきたという状態があると思いますけれども、まだこのような年金では納得できない、保険料が高い、だから保険料が払えない、免除をたくさんしてもらわなければならぬ、免除がしてもらえないなら払えないという運動が続いておるわけです。厚生省の中では、目標の二〇〇％に達したところがあるというのを言つておられますけれども、これは質問をする時間がかかりますから、こつちから申し上げてしまひますが、一〇〇％というのは厚生省当局の目標の一〇〇％です。ほんとうの法律的な対象者の一〇〇％ではないのです。ですから、そういう状態では、全部登録をし、また全部納入に協力しているわけではないのです。きめた法律に登録をしないのはけしからぬ、また保険料を納入せぬのはけしからぬというふうな昔の軍人時代のようなお考えは厚生大臣はとられないと思ふ。その登録をしない理由は何か、保険料を払わない理由は何か、いろいろ年度の今の拠出年金制度の欠点から来ておるわけです。その欠点の一つを申し上げておるわけでございますが、そこに魅力の乏しい一つの大きな理由

があるわけであり、これはどうしても直さなければならぬ問題で、こんなものでは少ないというのほだれでも言うわけであり、それを早くすることが大事であります。早くすれば、そういう魅力のある年金になったのだ、そうしたら、年金について今まで登録をしなければいけぬ、納めて下さいというふうなことを言われて半信半疑で納めておる人も、これはいい年金になったということで喜び勇んで納めるようになるし、今まで納めていない人も、それでは考へてみようかということになる。ほんとうに国民の理解のもとに、国民の信頼のもとに制度が発達することが大事であります。今その批判運動がすべり出しの時期に、あまりに低過ぎる目標の設定を今修正することによつて年金に対する理解が高まり、それに協力が高まる。スムーズに制度が動く。みんなが同じ入つていても、半信半疑で、言われたからしうがなから入つたというのではなしに、これは自分の老後を保障してくれる楽しい制度だ、これに入つたから、ある程度年寄りになつてからのことは安心だ、それによつて労働意欲が向上する、そういうような積極的な効果を年金制度で現わすためには早くしなければならぬわけです。それが必要であります。早くするのには、世の中の年金制度を知らない連中、ただ財布のひもさえ締めれば政治家としての役目は果たされると思はれるような政治家として中軸以下の、財政ばかり考へているような連中、計数的な赤字とか何とか、そういうところだけ締めれば政治が動くと思つておるような連中、た財政運用家、そういうふうな連中に

ブレーキをかけられることを避けて、ほんとうの前進を遂げるためには、厚生大臣が断じてやるといふ決意を示さなければならぬと思う。

また、厚生大臣はいろいろな点で非常に練達な方でありますが、厚生省に入られて、厚生省を預けられてから時期がそう長くはない。しかし、ある程度の時間がもうたつておるのでありますから、われわれ野党の若造の考え方に反発するとまたがやがや言うからというので、穏やかに受け答えをしておられるのだと思うわけでありまして、私どもも申し上げておられることとは当然自覚をしておられると思う。ただ、御答弁をはっきりなさらないのは、それが予算的に閣議として確定をしないうちに言えば、いろいろ閣議内の問題の条項になろうというのを配慮してばやがておられるのだらうと思う。ところが政治というものは、先輩に政治のことを申し上げるのは、先ず政治のことを申し上げるの何ですけれども、ある程度正しいもので大事なものについては、勇気を持って踏み破らないと、いろいろな要求が出てくる。その要求には、年金の要求よりもはるかに国民にとって必要度の少ないものであつても、馬力をかけてばりばりやる連中がおればそれが先になるというものもあるし、当然の要求でも、馬力をかけなければあと回しになるものもある。そういう意味では、尾厚生大臣は断じてそういうようなことをやるために——これだけではありません。これから逐次申し上げますが、そのうちの一番大事なものを中心にしてやっていただいたいけれども、とにかく、年金制度を改革するのために、年金引き上げももちろんその中

に含めて、断じてやり切る、閣議でそれが通らなければ、社会保障に理解の少ないような閣議には列することができぬというような、そういう確固不拔な態度を示されればこの問題は進むと思ふわけでありませう。非常に荒っぽいなまいきなことを申し上げましたけれども、断じてこの点だけは——これらだんだん申し上げていきますけれども、この年金額引き上げを含めて、年金制度全体について、来年度に相当の前進を見せるといふようなことを強力にやってみせるといふような決意を一つ御披露になっていただきたいと思う。

○灘尾国務大臣 どうも先ほどから鞭撻ばかり受けておられるわけでございますが、国民年金制度をほんとうに国民に喜ばれるようにしていこうということについては全く同感でございます。ただ、こういうふうな制度を予算でどうするとかこうするとかというわけのものでもなく、せつかく制度審議会あたりでも御検討願つておりますように、やはり一つの数字に基づいた計画というものがなければならぬ。私は、自分で確信がついたら、その確信はあくまでも貫いていこうという心組みでおりますけれども、まだそこまでの準備ができておりませんので勉強させていただきますというようにおっしゃっているわけでありませう。確信がつきましたら、これを貫くためにはあくまで努力をいたしたいと思ひます。

○中野委員長 関連質問として、赤松君の質問を許します。

○赤松委員 ただいま法務委員会の方におりましたので、質問者の八木君には大へん失礼でありますけれども、二点ほどこの機会に厚生大臣に要望して

おきたいと思ひます。それは、国民年金の問題は八木君がやっておられませんが、年金事業団法の問題で二点ほど要望しておきたい。私が要望する前提は、もちろん年金事業団法をこの臨時国会において成立させたいということをお前提として要望するのでありますから、どうぞ明確に一つお答えを願ひたいと思ふのです。

第一点は、御承知のようにこの事業団法が出て参ります経緯につきましまして、前の石田労働大臣が、中小企業の近代化のための配慮、というより中小企業の労働者の福利施設の充実その他労働条件の改善に関する配慮から、強くこれを要望いたしました。厚生省の努力と相持つてでござつた法案であるという事は言うまでもないわけであつた。そういう経緯から考えまして、事業団が設立をされまして、運用の面におきましては労働省の意見を十分に尊重していただきまして、その所期の目的を果たしていただきたい、こういうふうに考えますが、この点につきましましては、いかがでございますか。たしか中小企業関係の予算は、私今手元に資料を持っておりませんが、いろいろなものを引いて、十八、九億になるのじゃないかと思ふのですけれども、そのことは別として、今の私の要望に對しまして、厚生大臣、いかがでございますか。

○灘尾国務大臣 お尋ねの事業団設立の二つの大きな目的として、お話しになりましたような中小企業方面、ことにその方に従事しておる労働者諸君の福利施設、こういうようなものに対する貸し出しをしやすくしようというやうな目的のもとにこの事業団法が立案さ

れたと思ふのであります。従いまし、その趣旨はあくまでも通して参らなくちゃならぬ。もちろん労働省方面との連絡も十分よくいたして参りたいと存じております。

○赤松委員 年金財政が政府の経済政策の変更によつて左右されるものではないかというように私は考えておるわけでありませう。いろいろな資料からいいますと、大抵年金事業団の扱う資金の配分については、おおむねでござつておるやうであります。ところが池田内閣の経済政策の修正、特にこの間閣議決定だつたと思ふのでありますけれども、公営事業費並びに財政投融资と、七百億に上るいわゆる繰り越しが定められたやうであります。こういう傾向は、いわゆる国際収支の悪化がある程度是正をされる、あるいは物価政策などもある程度是正をされる、いわゆる全般的な経済政策というものが上向きの姿勢にならない限り、かなりこの方針は来年度まで堅持をされていくのじゃないか。来年度の予算編成の方針におきまして、すでに自然増収が五千億予想されておる。繰り延べが一十億予想されておる。その中でいわゆる減税に回す分につきましては、相当議論になっておる。そういう中で、私の杞憂するのには、事業団が扱う資金の配分につきましては、資金そのものは確保できると思ふのです。厚生年金です。確保してあると思ふのであります。それから、確保してあると思ふのであります。従いまし、その配分あるいは使用等につきまして、中小企業の方からいふならば、非常に窮屈にシビヤにしていふ、非常に窮屈にしていふ。本来の事業団法設立の目的と反するやうな結果が出てこないかどう

か、そういう点を私は非常に憂へるわけでありませう。こういう点につきましては、いかがでございますか。

○灘尾国務大臣 ただいま私どもの考へておりましたは、そういう方向にシビヤにやられていくというやうな気持は持つておりません。

○赤松委員 それで事業団の機関で、この貸し出し配分等について決定をされるのは理事会でございませう。その理事は——おおむね厚生省の方ではこの法案が臨時国会において成立するということを予定しまして、実施期日についても明示しないわけですが、この臨時国会で成立したならば、直ちに事業団の業務を開始できるかどうか。大体その事業団の事業の開始はいつごろになるか。あるいは中小企業は窓口は銀行でありますけれども、すでに銀行の指定がきまつておるかどうか。あるいはその指定銀行の窓口を通じて申請が行なわれるか。つまりいつごろから申請をしていいか。そういうことについて御答弁を願ひたい。

○森本政府委員 事務的なことでございませうから、私からお答え申し上げます。本臨時国会で法案が成立いたしますと、大体準備のためにおよそ一カ月かかるのではないかと存じます。従いまし、十一月一日を念のために準備しております。従いまし、業務開始は十二月一日の予定でございませう。従いまし、十二月一日から申請等を受けまして、できれば年内にいたしたい。うまいきますかどうかはわかりませんが、一応目標といたしましては年内にいた

したい、かように準備をいたしております。

それから指定銀行は、これは法案が通りませんとやれませんが、とにかく法案が成立いたしましたので、それから準備ということになります。いろいろ検討はいたしております。(赤松委員「内定はしてありますか」と呼ぶ)そこまでいっております。これはやはり法案が通りませんと……。

○赤松委員 理事の方は、

○森本政府委員 理事を含めていろいろの腹案は検討しておりますが、準備行為は、法案が通りましたら、直ちに行動に移りたいと思っております。

○赤松委員 その事業団の機構の人事の面に關しまして、われわれいろいろ注文があるわけでありまして、けれども、しかしこの点は政府の良識を信頼しまして、あまりこまかい注文はつけずにおきたいと思っております。

今厚生当局の方針が明らかにされたのでありますが、できれば十二月一日から業務を開始したい。それで銀行の指定等についてもば検討している。こういうお話であります。御承知のように、指定銀行に對しましては、大手だけに限らないで、これは中小企業を対象とする点を考慮して、かなり広い範囲においてやっていただくということと、それからこの事業団の成立を予定しまして、中小企業の面におきましては、それぞれ福利施設等の問題については相当準備を進めている向きもあるわけですが、しかもそれが十二月という月と合致しますと、いろいろ苦しい面が出てくるのであります。そういう点についてはできる限り年内受付をやつて、年内貸し出しを完了すると

いう方針で進んでもらいたいというところが第一点。

第二点としては、新しく協同組合が貸し出しの対象になった理由は、協同組合が従来その貸し出しの対象からはずされておつた。この協同組合が貸し出しの対象になったということ。私は、私は非常な前進だと思う。事実零細企業が借り受けの申請をいたしても、いろいろ困難性を伴う。そういう場合におきまして、集团的に協同組合が福利施設の近代化のために共同事業として申請することができるといふことは、私は非常な前進であると思つたのであります。できればそういう近代化を目ざす協同組合の労働者の福利施設に對しましては最優先的に貸し出しをするというような点をぜひ考慮していただきたい。この点はいかがでしょう。

○森本政府委員 ただいま御指摘の点は十分に承知いたします。ただ何分にも金融の業務でございまして、貸し出す場合にはやはり償還能力ということが非常に問題になります。事業の内容もそうでございしますが、そういうことは一應厳正に審査いたします。しかし一方事業団設立の趣旨にかんがみまして、中小企業等に十分配慮ができる、こういう気持を持って参りたいと思つて、一応守つて参りたい。気持としては、事業団設置の趣旨にもかんがみまして、そういう点は十分考慮して参りたいと思つて参ります。

○赤松委員 協同組合を優先して考えていこうという方針が明らかになつたので、けっこうだと思つて参ります。

だ、その場合問題になるのは、あなたなんかは厚生業務をやつておられますと、中小企業のこととは通産省の仕事です。それから、百二十の事業場でもつて協同組合を作つておきたいのは、ここで私はつきりしておきたいのは、厚生年金を滞滞なくかけておきたいことが条件になるわけですね。ところが今度のような災害で、事情やむを得ずして厚生年金の掛金がおくれたといふような場合、これは十分考慮していただかなければならぬと思つて参ります。

それからいま一つの問題は、百ぐらの事業場が集まつて協同組合を作つた、ところがたまたまやむを得ざる事情でもつて、一事業場もしくは二事業場などが厚生年金の掛金を滞納しておるといふような場合にも、機械的にその協同組合は厚生年金の掛金を滞納しているからという理由でびしゃつとやつてしまふということになります。これは中小企業の労働者の福利事業を近代化するという所期の目的には入らないと思つて参ります。そういう運営の面につきましても十分御考慮をいただきたい。こういうふうに思つて参ります。

なお私いろいろな点をまだ質問したいのでありますけれども、法務委員会をやつておられるまづ最中でありまして、以上要望しておきますが、いかがですか。

○中野委員長 赤松君の質問に補足してお尋ねいたしますが、先ほど赤松君から、指定銀行についてはただいま考慮中であるというように聞いたと言つておられますが、その点は明確にお答えになつておいた方がよいと思つて参ります。

○森本政府委員 業務を委託する銀行の問題でございしますが、これは前例等もございしますので、目下いろいろ検討いたしております。従いまして、どこがどうだということはまだこの段階では申し上げられません。この点は一つ嚴重に、厳正公平に審査いたします。これが第一点。

それから第二点の、先ほど協同組合を優先するというお話がございましたが、これはそのまゝではつきり実は申し上げるわけに参らぬのでございまして、対象としましては厚生年金の事業主、被保険者、それから国民年金の被保険者といふのが原則でありまして、そういう適格の者につきましては公正にやつて参りたい。しかし事業団ができた趣旨といふのは、中小企業にうまくいくようにという気持でございしますから、その辺一つ、優先的にいふ言葉を使ひますと、非常に語弊が生じます。公平にやつて参りたいと思つておられることを御了解願ひたいと思つて参ります。

それから厚生年金の保険料を災害等のために納められない者があつたということでもございしました。これは従来もございしましたが、そういう事情は、これは人為的なものじゃございせんので、特別の考慮を払わなければならぬと思つて参ります。

それからまた、事業協同組合において百のメンバーがありまして、そのうちの一、二が納めておらぬという場合も一つ何か考へてはどうかという御趣旨のようでございしますが、これはその辺の事情によりまして、ただいまのところでは、そういうのもいとは申し上げかねるわけでございます。ぜひこういう貸し出しを受けようというよう

な組合におかれましては、そういうことのないように、適格性をお持ちになるようにやつていただきたい。個別的な問題は別として、原則としましてはそういうことのないように一つお願いしたい、こういうふうに思ひます。

○八木(一)委員 続いて御質問を申し上げます。年金額のこととはまた後に申し上げることにして一段落にいたしまして、今度は開始年令のことについてお伺ひをいたします。

政府の方の抛出年令の開始年令が六十五才、無拠出年金が七十才ということになっておられるわけでございますが、これは非常におそいわけでありまして、おそいという理由は幾つもあるわけでございますが、まず現時点において考へますと、日本の今までの政府の政策がいろいろな点でまずかつた点が多いし、不十分な点が多い。そのために貧乏な人と金持ちの人の格差が非常に多くて、また貧乏な人が大勢いるわけでありまして、非常に貧しい人は、その間いろいろなことでありとあらゆる苦勞をして生きておられますので、残念ながら本来の生命を全うすることができなくて早くなくなられる方が多い、早く老衰をされる方が多いということになるわけでありまして、だんだんいろいろなものが改善されなければならぬ、い、改善されつづつて参りますけれども、現在の老人、または中年層で早晩老人になる人は、残念ながら今までの諸政策の不十分あるいは戦争による惨禍といふようなことで、本来の生命を全うできずに、非常に老衰が早いといふことになりまして、政府の現行国民年金制は非常に乏しいわけでございますが、諸外国の例よりもっと早くから

な組合におかれましては、そういうことのないように、適格性をお持ちになるようにやつていただきたい。個別的な問題は別として、原則としましてはそういうことのないように一つお願いしたい、こういうふうに思ひます。

きの人が得た、早死にの人が損だといふた一つの欠点、その年金制度の欠点を埋めるためには、全部が長生きができるような政治をしなければなりません。それを一つ解決をしなければならぬけれども、それと同時に、それほど長生きをしない人も年金をもらえない、長生きをしない人は一文ももらえない、従つて貧乏な人、苦しんできた人は大体においてもらえないか、もらい方が少ない、仕合わせな人は大体においてもらい方が多いという欠点が不可避的に出てくるわけです。その欠点を縮めるためには老齢年金の開始年金を下げなければならぬ。下げることによって欠点が大きく縮まるわけです。今、現状に即した、と厚生大臣はおっしゃる。現状は、貧乏なために生命を縮めておる人、老衰が早くなっている人、そして今まで楽しみもしていないで、老齢年金をもらつて、せめてそれを使つてみたい。そして少しでも楽しもう。一回も旅行をしたことがないけれども、たとえば大阪から東京までは来ないでも、静岡から東京までは来る、あるいは岡山から大阪までは出る、そのくらいの旅行を老夫婦でして、そういう気持を持つておる人が、それがわずかに一年の差でももらえない、年金の恩典にあずかれないでなくなる人がある。同じ年だからいいじゃないか、片方の人は七十でもらつておるから公平じゃないかと、個別的には言えるかもしれない。しかし政治が公平ではなしに、片方は七十以上までほとんど生きる、片方の人は六十三で死ぬような人が多い、あるいは無拠出年金をもらつた前の六十八、九で死ぬ人が多いという現状を考えたならば、これは

下げるのがあたりまえだ。下げれば年金に不可避の状態、その一つだけの欠点が大きく縮まる。

〔委員長退席、齋藤（邦）委員長代理着席〕

それと同時に、下げることによって国民に精神的に、心理的に非常な明るい希望を持たせる。拠出年金が早くもらえて、またもう一つの要件である金額が大きければ老後は安泰だということ、ほんとうの労働意欲がどんどんとわき上がつてくる、勤労意欲は発達してくるということで、いろいろ精神上もいい。また国民の幸福の度数から見れば、将来が安心ということ、現実非常に大きな幸福の度合いになるわけです。そういうことで見たら、どんなに考えたつて七十の無拠出年金というものは話になりません。そうして保険料を四十年も払つてそれが六十五才からしからえないというふうな拠出年金も問題になりません。その意味で六十才にすることがどの角度から見ても当然であるかと思うのです。それで厚生大臣は現状から見、いろいろな経済の変動から見ておっしゃいますけれども、私は乏しいながら一生懸命考えた、現状を一生懸命考えた、将来の雇用の動向ということを考えてみれば、断じて最少で六十にはしなければならぬ。これをさらに五十五にしなければならぬかどうか、これは現状に即して将来の経済の発展に応じて考えよう、しかしながら六十はあたりまえだ、まだ世の中にはわからずやがあるからすぐできるかどうかかわかりませんけれども、私はとにかく断じて六十才にするようにやつてみせるといふくらいは御答弁をぜひお願いいたした

たいと思います。

○灘尾国務大臣 八木さんのお気持はよくわかります。また社会保障に対する御熱意と理想を持つておられることもよくわかります。ただ現実には、御指摘にもありますけれども、至るところにざらにならねば十分な点がたぐさ

あるかと思ひます。現実問題としましては、やはりその理想を頭に描きつつだんだん進めていく以外に方法はないんじゃないだろうか、かように考えておるわけでごさいます。お気持はよくわかるのであります。それに年金に不可避な点、それも確かにそういう感じもいたします。いたしますが、一体どの辺に引いたらいいのかという問題、あるいは六十才が適当であるのかもしれません。あるいはまたもっと引き下げた方がいいのかもしれません。あるいはまた国民の健康状況というふうなものから見まして、あるいは国の産業の発展の度合いから見まして、もっと高年令でも十分働ける、また働いてちつともまずくはないというふうな事象も必ずしもないとは私は言えぬと思うのです。そういう事象がそうあるものとも思ひませんけれども、今後国民の健康、生命というふうなもの、その状況により、また産業発展の工合によりましては、もっと年とつた人にも、それに応じた働きをしていただくというふうな場合も私はあるかと思ひます。こういうふうな点はよく考えて進んでいかなくちゃならぬと思ひますが、現在の六十五才がいかに遠い感じがするといふことは私もわかるのであります。わかるのであります。はたして今後の日本の将来といふことを考えました場合に、一体どこへ筋を引いたら

よいかといふことを的確に申し上げるまでには、私はまだ自信を持たないのでありたい。その辺で御了承を願ひたいと思ひます。

○八木（一）委員 もう一つだけ御答弁願ひたいのですが、年齢を引き下げることを積極的に検討されて、一生懸命努力をされるというところは御確約を願ひたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 お述べになりました御趣旨はよくわかつておるつもりであります。その問題については、私、先ほど来申し上げておるうちに、下げるべきか上げべきかといふような問題がいろいろ出てきようかと思ひます。そういう意味におきまして、ただいまのところは六十五才はいかに遠い感じがするといふことを申し上げる程度にとどめさせていただきます。

○八木（二）委員 大体方向を示されたようですけれども、抽象的な御答弁で、その点では私にとつては非常に不満足です。しかしながら、やはり御検討の必要がございます。ですから、今国会中にもう一回御質問を申し上げたいと思ひますので、至急積極的に世の中の制度を進める意味で、御検討を願ひたいと思ひます。

その次に、年令の問題と金額の問題を申しましたが、この年令と金額とはからみ合つておりますが、それとも貨幣価値の変動の問題について、世の中の心配が非常に多いわけです。国民年金法ではある程度の条文がございまして、条文は今手持ちいたしませんので、大体のことを申し上げますと、経済の発展とか生活水準の向上とか、そういうような文句が使つてありまし

て、年金額を改定しなければならぬ。これは正確ではありません。年金法を讀みただけではありませんけれども、そういうことであります。そこで抜けておりますのは、貨幣価値の変動の割合に応じて年金額を改定するといふことがはっきり明確に規定されておらないわけでありまして、年金制度に対する不信の一つは、昔からありました、老後に備えて一生懸命貯蓄をなさつた、あるいは郵便年金その他に入られ、生命保険に入られたというふうな方々が、戦後の急速なインフレによつてほとんどはご同然になつたといふことが、この拠出制年金その他についての非常な不信の念になつておるわけです。この非常な心配を取り去らなければ、年金は健全な発展をいたしませんし、その意味において貨幣価値の変動の割合に応じて年金額を改定するといふのが一つの事項。

それからもう一つは、今の制度は、乏しいけれども所得がふえていく、生活水準が上がつていく。年金は健康で文化的な生活を保障するためにあるのですから、その程度は別な要件で満たさなければならぬ。その両方の要件を満たすような条文にこれを改められる必要があらうかと思ひます。その点についての厚生大臣の御答弁を伺ひたいと思ひます。

〔齋藤（邦）委員長代理退席、委員長着席〕

○灘尾国務大臣 年金の絶対額の問題が一つ考えられます。今のは少な過ぎるという問題、これも十分考案しなければならぬ問題だと思ひます。同時に貨幣価値の変動の問題がございまして、この種の問題に対する心配は、実はそ

ここにあるだろうと思うのであります。せつかく長年かかしても、さつぱり値打ちがないということになりましては、これは非常にお気の毒な状態になることはよくわかっております。この貨幣価値の変動ということは、年金額をきめる上におきまして重要な要素をなすものだと私は存じます。ただそのときそのときの一時の変動で上がり下がりというわけには参りますまいけれども、その意味におきまして今度の制度は、他の似たような制度に比べて比較的まだ進歩した制度であると思うのであります。今の制度を十分活用して参りたいと思ひます。貨幣価値の変動ということとは確かにわれわれ考えなければならぬ大きな要素だろうと考えます。

○八木(一)委員 厚生大臣も同じような御見解で、その点は非常にけっこうでございますが、同じ御見解でありますならば、この条文を国民の安心のいくように変えていただきたいと思ひます。その変え方はいろいろありまして、う。貨幣価値がわずか一月で上がり下がりしたからといって、年金額が即時に上がり下がりすることは技術上不可能であります。だから貨幣価値の一定の割合、これを一〇％にする、一五％にする、ということとは政府部内で非常に御検討になって、また野党の意見も入れてお考えいただきたいと思ひます。けれども、とにかく一時的な、ごく短期的な、野菜が簡単に値上がりした値下がりしたというようなことは仕方がありませんけれども、全体の物価水準がとにかく下がるということはあまりない。下がるときは逆に国民はほつておいてもらいたいわけでありまして

けれども、下がることはなくて、物価が上がる、この方が多いわけですね。大體上がるものと大部分で、物価が上がって貨幣価値が下がる、このときに、国民の方は少なくとも保険料は納めさせられてゐる。しかも生命保険と違つて、任意保険ではありません、郵便保険と違つて任意加入ではあります。政府が責任を持つてこういう法律をきめて、強制保険で無理やり政府が保険料をとつてゐる。金はもと値打ちの高い金で、もたらえる金は計算して値打ちの少ない金であれば、これは政府が詐欺、ペテンをしてゐるわけですね。政府は詐欺やペテンをする気持はないはずで、ないはずであるということを明らかにしなければ、国民は信用しないわけですね。これは断じてやつていいことで、これをやつて悪いと言ふ人があるならば、またそういうことを書き入れることが時宜に適當なところ、まだ検討の余地がある、ということと言ふ人があれば、それは頭がどうかしてゐる。正しいことで、政府もやろうと考へてゐることで、野党もやろうといつてゐることで、国民が要望してゐることで、それが法律で変へられないはずはない。変へられないと言ふ人は、よほど悪い考へを持って、ペテンにかけて国民から金をしぼつてやろうという考へ方、めんどくさいからそういうことはやめておこうというやうな、非常な意地者であるか、そういう人ではない、そういうことは賛成できるはずで、ですから技術的に一％上がつたたびに変へることは大へんですから、一〇％とか一五％一年間で平均的に上がつたら変へるやうにする。これは担当部局で精密に行政的

にできる限度に一番熱心に規定されなければならぬけれども、どのくらい上がつたならばどういうふうに変へなければならぬ、こういう規定を入れる。またそのほかに国民の生活水準が上がつたならば、これはまた別の意味でそういうやうな健康で文化的な最低生活が上がりますから、それは上げなければならぬ。その方とちやまぜで、その両方を書いたものを年金のスライド条項と政府が称せられて、私どもはスライド条項とははつきり言えないと思ふ条項を、完全なスライド条項に変へてもらいたい、それは非常に大きな問題だと思ふ。今びた一文も要りません。政府がめちやめちやなインフレ政策をとつたら、あるときは形式的に金が必要かもしれないけれども、大蔵省がよほど頭が悪い、よほど腹黒くない限り、そういうことは反對できない。金が必要わけではない。ほんとうに正しいことを条文に載せ、国民に安心させ、国民年金制度に期待をもつて協力をさせるということになる。この意味で条文を積極的に、貨幣価値の変動の割合に応じて必ず変へるという条文に変へていただきたい。これについては厚生大臣は、これだけ私のような若造がそのことを申し上げたら、一つもそこには間違いがない、その通りだ、というお氣持を持っていただいておられると思ふ。ですから変へることをやるというお返事をぜひいただきたいと思ふ。

○藤尾国務大臣 御趣旨はよくわかりました。わかりましたが、今条文を変へるとか変へぬとかいうことを急いで申し上げる必要もないのではないかと、大體この法律にはそういう思想は盛られておると私は思ふのです。十分一つ検討させていただきます。

○八木(一)委員 第四条の条文は「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとす」と、というのが第四条の第一項であります。私もこの「著しい」ということに非常に不安を抱く、国民も抱くわけですね。「著しい」というやうな文句は猛烈にどうでも解釈できるわけですね。貨幣価値がたとへば十分の一に下がったというときに、年金額はおよそ三倍くらいにされるでしょう。十分の一に下がったときに年金額を三倍にされたら、七割くらいものを収奪されたことになつてゐる。国民が政府からふんだくられたことになる。きつちりやられても、事務的な時間のズレがありまして、それだけ損をするわけですね。よほど完全にしておかなければならない。この「著しい」という文句が入つたところに非常な危懼がある。それから、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとす」と、というのを、いつの厚生大臣でも、もうほんとうに神のごとき存在であると思へば、これは安心できるということにならうかと思ふ。

厚生省の方では、われわれは神のごとき存在であるから安心せよということと言われたいわけですが、必ずしもそうとはいえないわけですね。相当努力をしておられることは認められるけれども、神のごとき完璧なものではない、たとへば今藤尾さんがそう言われ、また小山さんがその通り言われて

も、藤尾さんは総理大臣になられるかもしれない、小山さんは次官になられるかもしれない。担当局を離れると、ほかの人がそれだけこの問題を理解して運用されるかどうかからぬということになる。そういうことで、人間が変へるかもしれない。行政運用ということとは非常に頼りないわけですね。頼りないといふことは、頼りあるやうにできばいいじゃないかと考へてゐる、そういうふうな今お答えになると思ふのですが、やられるかどうか、先の問題です。それから年金制度ではつまらないという声が起こつてくる。かつちりと法律の条文に書いておけば、非常に無能力な人が当局にいても、法律ですからやらなければならぬということになる。ですから法律改正が必要なのです。その意味で法律改正をしていただく必要があらうと思ふ。その法律改正を進めていただく御意思が当然おありになると思ひますけれども、厚生大臣は局長に御相談になる必要はないと思ふ。局長はそういうことに非常に熱心な人でありまして、ただ答弁技術上いろいろなことを言ひますけれども、厚生大臣は断じてやられることを局長は心ひそかに望んでおられると思ふ。厚生大臣もしようとお氣持に今なつておられると思ふのですが、一つそういうことをやつてみせるというやうな御答弁をお願いしたいと思います。

○藤尾国務大臣 私はどうも威勢のいい答弁をすることが下手でございます。大へん恐縮に存じますが、この問題は一つとくど研究させていただきます。むしろ局長が御答弁申し上げた方がもっと的確なかもしれません。

私としては十分考慮いたします。

○八木(一)委員 御検討でございます。これら今国会中に一つ考えを明らかにしていただきたいと思ひます。少なくともこれは今の条文をこの法律で変えていただきたいのですけれども、いろいろな政府の事情があつて、そういうことは無理かもしれません。来年当然出したいだくべき年金法の改正のときに、われわれの満足がいくつ、さすがに瀧尾厚生大臣はよくしていただいた、そして小山年金局長はよく補佐をしていただいたといつてわれわれが感謝できるような条文を入れた改正案をぜひ来国会に出していただきたい。

スライドの問題はそれだけにしまして、今度は一番大事な拠出年金制度の組み立ての問題について私どもの考え方を述べ、厚生大臣にぜひ組み立てをよくするよう御決意を固めていただきたいと思ひます。拠出年金制度についていろいろな批判がございますけれども、私どもの考えるところでは、その批判の中の焦点はこれから申し上げるところにあると思ひます。ただ年金制度の組み立てが非常に複雑でむづかしいために、批判をし反対運動をしておられる大衆の中には、ただ年金制度というものがつまらないとか、貨幣価値で何とか、そういうことばかり言っておられますけれども、ほんとうの焦点はこれから申し上げることだろうと思ひます。それは拠出年金制度が社会保険的に組み立てられておつて、社会保険の組み立てをされておらないという点であります。そういうことについて厚生大臣はどう考えますか。

○瀧尾国務大臣 御質問の御趣旨が実

はよくわからぬのでありますが、もう少し……。

○八木(一)委員 前にも私どもの見解を申し上げましたけれども、社会保険というものは、「社会」とつておりますが、保険制度というものは、保険料を払った割合に応じて反対給付を受けるという制度であります。社会保険という制度は、必要な人に必ずその給付がいくというものでなければならぬと思ひます。病氣の人には医療給付があり、それから年寄りとか障害者には所得保障がいく。失業保険の失業給付も同じであります。片方の保険制度、それにちよつと色をつけて、社会保険制度というものは保険料を払った割合に応じてその給付を受けるというわけです。ところが、この社会保険制度のたとえば老人の問題、病人の問題、そういう問題で、そういう給付が特に必要な人、老人は全部必要であります。障害者は全部必要であるけれども、その中で特に必要なのは、貧しい老人に年金が特に必要である。貧しい障害者に特に必要である。ところが、その貧しい人は保険料の負担がしにくいわけです。ですから保険料を払った割合に応じて給付を受けるという制度では社会保険にならないわけでは、これは普通の民間の生命保険にちよつと色をつけたものにすぎない。生命保険では老齢あるいは死亡保険でありませんが、生死混合保険というやうなものが、生死混合保険といふやうなものがこの発達をいたしております。満期のときに幾らもらへるというので、金持ちの人は一千万円の契約に入る。そうしたら、満期を五十五年に設定するか六十五年に設定するかわかりませんが、とにかく一千万円あれば、それを

年金払いにすれば相当老後の生活が安心できる。そのためには猛烈な保険料を払い込まなければならぬ。貧乏な人は払い込めないから、せいぜいやつても五万とか十万である。そういう保険制度では老人の所得保障をするというやうなことはできないわけですから、ところが残念ながら政府の拠出年金制度は、社会保険的な味が非常に残つておる。残つておるのでなしに、そういうふうな組み立てられておる。これが根本的な間違ひであると私どもは考へておる。それについての御意見を一つお聞かせ願ひたい。

○瀧尾国務大臣 専門的な御質問で、実は私も御返事に困つておるわけですが、社会保険といふ、あるいは社会保険といふ、いろいろの言葉が用いられておるわけでありまして、八木さんのお使いになりますやうな意味の社会保険といふことになりまして、あるいは社会保険と呼ばれておるものがそれに該当しないという場合があるかと思ひますが、私は不勉強のせいか存じませんが、大体社会保険という言葉の中に社会保険といふものも含まれておる、こういう考え方今日まで実はきておるわけでございます。ただ仰せになりましたやうに、給付のやり方について問題があるとするならば、そういう点については、もちろん私どもとしまして十分研究いたしまして、不備な点は正していきたいという態度に変わりはございませぬけれども、言葉の問題になつて大へん恐縮なんです。が、私は、実は普通言ふ社会保険という言葉の中には社会保険制度も入つておる、こういうくらしいな考え方今日までやつて参りましたので、その意味にお

いて、あるいは御期待通りの御返事になつていないじゃないかといふことをおそれておるわけでございます。国として考へなければならぬところは、もちろん国としても十分努力もして、充実にしていくことに努めなければならぬことは当然でございますけれども、今の制度が社会保険だから社会保険になつていないんだ、こういうふうな仰せになるとちよつと私のみだめなところがあるわけで、率直にお答え申し上げるわけでありまして。

○八木(一)委員 先程の瀧尾さんになまじきなことを申し上げますけれども、そういうふうな社会保険と社会保険といふのは一般的にちよつと使われておりますけれども、明らかに考へ方の違ふものだと私どもは認識いたしております。一つ御参考にしていただきたいと思ひます。

それから憲法二十五条で規定されておる文言は社会保険であつて、社会保険ではないのであります。社会保険といふものは社会保険をやる一つの形態として取り入れられておるわけでは、ところがその形態が不十分なので非常に間違ひが多いのであります。この前厚生大臣に一般質問を申し上げましたときに、前段に社会保険といふ文言をお使いになり後段に社会保険といふ文言をお使いになられておるというところで、似たやうなことを申し上げました。こういうことも関連があるから申し上げたのです。社会保険といふ言葉は憲法で規定されたもので、国民の要するものである。それから与野党ともに公約したものであり、政府も公約したものは社会保険である。社会保険ではないわけでは、社会保険は社会

保障を進めるための一つの形態であり、不十分な、ある程度間違つた形態なんです。それをすつとどこかですりかえまして、学者もそういうことを往々にして言う。社会保険の立場からこういうことはできないといふやうなことを言うわけでは、社会保険といふことは憲法で規定されてないし、各政党は公約してないし、政府は公約してない。社会保険の立場から工合が悪いといふやうなことは、少なくとも政党内閣はそんなことは論議の過程に入れるべきではないのです。それを社会保険をいきなり社会保険にするかえて、社会保険の立場からそれは行き過ぎで、できないといふやうなことを言うわけでは、社会保険の立場といふのは、保険料を払つた度合いに応じてやるという思想なんです。そうならば一つもうまきいさつけないのです。年金保険料をたくさん払つた人はたくさんもらへる。そういう人は年金なんかないでも、貯金してもある程度老後はいけるわけでは、ただ年金制度は合理的に準備ができるというわけでは、私的年金だつていいわけでは、ほんとうは保険料を払えないやうな人が老齢になつたらほしいのです。上げなければ生活ができないのです。それを社会保険といふ間違つた言葉で社会保険とすりかえて、保険といふ言葉が間違つてゐるのに、それが正しいものだといふやうに理解をされて、社会保険学者といふ政府の御用学者がそういう言葉をまき散らして、それがあたかも正しいもののように、社会保険だからそれ以上には出られないといふやうな間違つた俗論を吐いておる。間違つたことをまた利用して、政府の制度が進まない

り得るんじゃないかと思ひまして、いろいろ検討しておるところでございます。

○八木（一）委員　後段の御答弁は非常にけっこうであります。実はそれをこ

れから申し上げようと思つたのですが、厚生大臣の方から積極的におつしやうていたのだので、その点は非常に満足する御答弁です。大事な点でございしますから、總体的に御答弁がございまして、重ねてその点についてさらにはっきりと御質問をいたしたいと思ひます。

問題として、結局保険料を十分に払えない者が年金が減ってくる。ある程度以上払えない者は年金がもらえないということであれば、これはもう年金制度の目的をここで完全に喪失、失つていくことになるわけです。一番貧しい人に年金が減ってくる、ないということでは、年金制度を作つた意味がありません。そのほかの人は何とかやれる人です。しかも政府が免除というものを認定している。だから保険料が払えない。保険料が払えないということを政府が認定している人について免除をすることはいいけれども、非常によいことだけれども、その免除をした人について、免除期間だけ年金制度からほうり出した形になって、免除期間というもののについては、何ら年金額を増大する要件にはなっていないという点に今の拠出年金制度の一番焦点の欠点がある。その点で、今厚生大臣が、その免除者が保険料を納められないという点について、国がかわつて保険料を納めると言われた。

それからもう一つ、百円、百五十円に対して五割国庫負担がつくということについて、国が国庫負担をする、免除の分についても、免除期間は、保険料の実際納入期間と同じように認めるという方向でやられることが、拠出年金制度の一番の欠点を直すことで、こ

れを直したならば、年金制度に対して賛成をしている人も、自信はますます高まるでしょうし、反対に批判をしている人も考え直して、この問題を協力的に進めるということになるかぎであると思ふ。その点に前にも古井厚生大臣に質問をいたしました。古井さんも瀧尾厚生大臣と同じような考えで、この考え方が正しい、できるだけ早くそれを実現したいと言われました。それから池田総理大臣にも同様御質問をいたしました。池田総理大臣も同様の返事をなさいました。特にきょう御質問申し上げたのは、新しくこれから年金制度をしようとして立てられる瀧尾厚生大臣が同じ考え方をもち、積極的に進めていただけるような、国民の声を申し上げたいというところが一番の目的であつたわけです。それについて厚生大臣から積極的に同じような考え方を披露していただいて、それは非常にけっこうなことであると思ひますが、一つ今申し上げましたことについて、非常に積極的に熱心に取り組まれるということで、国民にはつきりした期待を与えていただきたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 ただいま御質問になりましたお言葉通りのことになるとかどうかわかりませんが、これは検討を要する問題だと思ひますが、先ほどお答え申し上げました趣旨については、私は積極的に検討して参りたい、かように考えております。

○八木(一)委員 積極的な検討は非常にありがたいと思ひます。しかし、こゝに年金の制度のほんとうの意味の重大な発足期でありますから、次の通常国会にそのような点について、改正点を盛った改正案をぜひ出していただき

たい。これが年金制度を生き生きとしたいものにするか、しなびたものにするか、それで国民が老後を安心できるか、暗いものにするかの境目になるので、今度の通常国会に必ずそういう方向の内容を盛った改正案を提出するということを一つお約束いただければ非常にしあわせだと思います。

○瀧尾国務大臣 まだ具体的な成案を持つておるわけではございません。ただ気持を申し上げたわけではございますが、この問題は政府内部でもいろいろ相談しなければならぬ点もございします。また予算の關係もあることだと考へます。その際にできるだけ努力をいたしまして何とか御期待に沿うようにしたいという心持を持つておるということだけ申し上げておきます。

○八木(一)委員 大臣の御答弁だけでは十分なんです。事務當局も一つそれに金力を上げて死にもの狂ひに取組んでおられると思ひますが、特に小山年金局長からも、一つ大臣を補佐して猛烈な努力をされるという御答弁をいただけると思ひますが……

的にいろいろなことに取り組んでいただくことを非常に期待を申し上げているわけでありませう。

これについて、厚生大臣は十分御検討だと思ひますけれども、この通算制度についてはいろいろの経緯がございします。その経緯は、社会保障制度審議会に、政府の方からこの問題に關して諮問をされたわけでありませう。諮問をされたときに、いろいろな案が出ました。まず年金持ち分移管方式というもの、もう一つは二重加入方式、そのうちのものが最初論議をされたわけでありませう。二重加入方式の中で内ばき二重加入方式というものが論議されましたとき、それは国民年金と厚生年金だけの通算の方式としては非常に楽だけれども、公共企業体の共済年金と三段階の通算のときには會計がぐしやぐしやになつてしまふということ、内ばき二重加入方式というものは全部反対にあつてしまつてくれませんでした。それから外ばき二重加入方式というのは、年金を全部下に備へつけて、その上に被用者年金というものを乗つけるという方式でありませう。これは相當に賛成者が多かったわけではございませう。国民年金を労働者に全部適用するということ、国庫支出を顧慮された方々が消極的でありまして、そのときには採択にならなかつたわけでありませう。が、それについては、相當検討をされる要があるかと思ひます。持分と最後の論議をされました。持分といふのは、年金に入つて、途中でやめ

るときに、自分の持ち分がある。それを次の年金制度に持つていって、いろいろの計算をして通算をすればいいという方式であります。ところがそれについては、同じような形式でございしますけれども、非常に意見がかけ離れたわけですね。そのとき、社会保障制度審議会の、現在故人になられたけれども、第一生命のアクチュアリー出身の重役で、日経連の代表で出てこられた斎藤という委員は、いろいろの制度の脱退一時金をそのまま持つていけばよろしいという考え方でありませう。私はその反対論であります。あつた。二、三の人も、それではいけない、完全な持ち分を移管しなければならぬという意見でした。今井一男君という人たちは、そのまん中辺の意見なんです。完全な持ち分移管というのはいさういふ考え方がないかと、御承知の通り、厚生年金制度を例にとりますと、厚生年金で二十年保険料を支払うと年金をもらふ要件ができるわけです。ところが十九年でその職をやめ、その年金制度を離れると、もう金額がぐんと減るわけです。脱退一時金はもらえるけれども、非常に少ない金額になるわけですね。その金額の計算は、大体合には、自分が払つた保険料と、事業主の払つた保険料と、国庫負担一割五分の分とが全部計算されて、それが年金額の計算の基礎になつてゐる。ですから、三つのものが計算されているわけですね。ところが、十九年の人は、事業主分を取り去られ、国庫負担の期待分を取り去られて、自分の保険料を基礎にして計算されている。その人の保険料を年金の予定率である五分五厘の

複利計算をし、そうして同じ階層の中
で、早くある人がなくなつて遺族に年
金が支給された、早く障害年金が支給
された分を数字的に計算をして差し引
かれたその残りをもうらうというよう
な計算になつてゐるわけでありませ
すから、二十年では相当の金額でも、
十九年ではぐつと減る。三分の一以
下に減る。それが根本的な間違ひでござ
います。間違ひだと断定しても差し
つかえない。十九年なり二十年なり七
年で職場をやめなければならぬ人
は、何らかの意味で不幸な人だ。から
だの都合、家庭の事情、家族の事情、
いろいろな事情で職場をやめなければ
ならない。だれでも、なれた経験の深
い自分の職場で続けていった方が總
体的にはあつてゐる。それなのに
にかかわらず、そういうふうな
ろな事情、それからどうして上司と
気が合はぬ、いじめられるというよ
うなことでやめるといふこと、こうい
うことでやめる人は不幸な人であるに
かかわらず、その不幸な人が将来を保
障される年金額が断層でぐつと減る
という状態、今の社会保険制度の間
違ひを組み立てがされてゐるわけだ
が、それではならぬではないか。
特に年金制度の通算につきまは、
それを考えなければならぬ。ほん
とに概括的にいへば、二十年の金額に
対して二十分の十九くらいの金額は保
証された原資を持つて、その厚生年
金から国民年金に移つて、厚生年
金が十九年であれば、厚生年金の保
料は高いから、国民年金ではすでに二
十五年くらい払つた、あるいは三十年
くらい払つた計算になつてゐる。あと
十年払えば四十年満額払つたことに

なつて三千五百円もえらうというよう
な完全な持ち分を持つた移管方式をと
るべきだといふ意見が、私もそうでござ
いまして、相当強力にあつたわけ
です。そういうことで議論をしたが、し
かしながら役所側で事務的に非常に厳
重に持ち分移管方式ではたえられない
という考え方があつた。一つ一つその
原資を計算しなければならぬ——こ
れは役所側が非常に怠慢であります。
そういうことで宮尾君という委員の方
から便法がとられました。それは凍結
方式という名前では本人は言われまし
たけれども、今役所の方では、じつと
ぎ方式という名前でお呼びをしております。
それは各年金制度で持ち分をずつと凍
結しておいて、そうしてその年金制度
が五十五才あるいは六十才あるいは六
十五才というふうな支払時期に達し
たときに、その減額した年金をその年
金制度から払う、こつちの年金制度か
らもこつちに払つてもらう、そうして
その個人の財布の中で通算するという
方式であります。それをじつとぎ
方式といわれたいは、一つは、財布の中
で通算する。これは非常に役所の怠慢
であります。もう個人からみれば、
これが五十五才や六十才や六十五才で
ごちやごちやにもらうのは生活の設
計が立ちません。まとめて同じ時期に
もらわなければならぬ。三回ももら
いに行くのではわけがわからなくなる。
しよつちゅう金がもらえるからむだ使
いするようになる。そういうことで、
完全にまとめた年金をすべきであるの
に、役所がめんどうくさがつて、めん
どうくさい方を国民に押しつけたとい
うような方式は間違ひだと思ふ。早晩

それは解決して、ほんとうに役所の方
の計算で、国民の方はそういうめん
どくさい思いをしないで、はっきりした
老後の生活の計画が立つという方向に
指導してもらわなければならぬ。そ
れは一つの方式であります。そういう
点について御検討願ひなければならぬ
と思ひますが、それ以上に問題は、
実質の中の金額です。そのじつとぎ
方式の方針をとりましたときには、
われわれが賛成をいたしましたときに
は、方式は縦横の問題である。その原
資が、ほんとうに十九年の人は二十年
に對して二十分の十九ぐらゐの金額が
保証された、従つて事業主の分、国庫負
担の期待分、それを保証された金額が
凍結された方式であるかどうかとい
ふことについて、この提案者である宮尾
委員にたゞしたわけでありませう。こ
れは制度審議会の三年前の九月の速記
録に載つてゐるわけでありませう。そ
ういふことで方針が確定をして、それな
らば賛成をしよう。縦横、財布の中の
通算であらうとも、途中脱退者の利益
がそれだけ完全に保証されるのなら
ば、形式的な点は譲つてもよろしいと
いうことで、それが答申をされ、それが
もとになつて厚生省がいろいろ案を
作られたわけでありませう。厚生省は
それをもとに作られていたところ、厚生
年金保険と国民年金の間では、その方
針の線はほとんど十分に近い案を作
つてこられました。ところがかなり程
度の高い方のことについては、そういう
状態になつてゐるわけでありませう。先日は数
字を持っておりましたが、きようは用
意して参りませんでした。公共企業
体の共済年金の、たとえば二十年入つ

ていた人が、今数字は正確に覚えてお
りませんが、大体近いような概括的な
数字を申し上げます。約十五万円もら
える場合に、十九年間公共企業体にい
て、一年間厚生年金に移つた。同じ二
十年間の期間だ。そのときには、これ
は一年の違ひで半分以下の金額になる
わけです。それから国民年金に通算す
る場合は、国民年金は二十五年以上な
いとくれない条件になりますから、十
九年と国民年金の六年と通算する。合
計二十五年だ。このときも半分以下で
す。そのように十九年の人はむちく
ちやに損になつてゐる。それで政府の
方は、小山さんなんか非常に熱心に各
省との間でこれに取り組みまされて、
最近の国民年金と厚生年金についてや
や理想に近いものを作られた、その努
力については敬意を表してもけつこ
うであります。しかしながら少し高い程
度の共済年金であらうとも、これもや
はりそれほどとびきり金持ちではあり
ません。働いて暮らして、その年金を
当てにして将来の生活設計を立てて
ゐる。その人が一年違ひでぐつと減
る。しかもほかの年金に通算されて、
その一年の違ひですら半分以下とい
う不合理なことは、全く不十分な通算
制度です。ないよりはましとおつしや
るかも知れません。今通算制度ができ
なれば、同じ程度の脱退一時金しか
もらえないから、それは通算制度がな
いよりも、そんなものは一年半も熱心
に取り組みをされた通算制度の完全な形
とは言えないわけでありませう。一番底
の点において完全な形はかなり認めて
もいいと思ひます。底は大事だから、
その点が一番重点であることは認める

けれども、その上の方のカーブの修正
があまりにも少ないという点が、通算
制度についての欠点の一番の中心点だ
らうと思ふ。そのほかいろいろな点に
ついては、同僚の各位から質問の御準
備がありますから、まだまだ欠点が
ございませうが、この通算制度につ
いては、そのぐらゐにどうしておきたい
と思ひますが、こういうことにつ
いてこのカーブを大幅に——大幅にと
いうことは、とにかく完全な形にでき
るだけ近く急速に変えられる、間違
た点を補完されるという必要があ
う、この点についての厚生大臣のお考
えを伺いたいと思ひます。
○灘尾國務大臣 この通算制の問題に
つきましては、なかなかいろいろな種類
の制度がありまして、従つて私も十分
な答えが率直に申し上げてはでき
ないであります。いろいろな御検討
の結果、社会保険制度審議会の答申を
いただき、それに基づいて今後の案が
きておるものと考へておるわけござ
います。お述べになりましたような点
について検討する必要もあらうかと存
じますが、これは今後よく検討さし
ていただきたいと思ふのであります。
思うような案は答へができませんの
で、その点は一つ政府委員からお答へ
願ひたいと存じます。
○小山政府委員 ただいま八木先生の
お述べになりましたことは、事実その
通りでございます。ただそれがいかに
むずかしいことであるかというの
は、もう八木先生、百も御承知の上で
おつたわけなわけでありまして、
現にこの通算問題については、非常
に技術的にむずかしい問題があつて、結
論が出てからその社会保険制度審議

に御相談申し上げたのではお困りであらうというので、過去二年間の間、それこそほんとうに時々刻々、ただいま各省の間の進行状況はこの通りでございます、これでよろしゅうございませうかというのを、絶えず念を押しながら進めて参つたわけでありませう。社会保険制度審議会におきまして、この問題はそういうことを十分お聞きになつて、現状ではこれはもうしようがあるまい、とにかく最低厚生年金というところで被用者期間が買かれるのであるならばそれはもうりっぱなもん、とにかく厚生年金について二十年と二十年未満というものの違いをなくすること、よくそこまでするべき切れたということ、おほめをいただきつつ、とにかくおつてはいかぬぞ、こういうようなお話があつたわけでありませう。それで私、八木先生おっしゃる通りに、ほかの制度が考へてくれることを非常に望みます。しかし同時に、ほかの制度の言い分としては、われわれの方には普通の社会保障の年金としての性格のほかに、若干労働管理的な要素もあるものでありますから、そのところは少し考へてくれ、こういうふうな事情もあるわけであつて、これは単に管理者だけが言うわけじゃないので、実は困つたことには組合員大衆とでも申しますか、そういう人々の中にむしろそういう意識が今のところ非常に強いわけなんです。これはやはりある程度時間を費やして、逐次同じような考え方になつていただくよりよいが、いや、こういう問題でもありますので、やはりこれはしばらく時間をかけてい

ただくようにお願いするよりしようがないと思ひます。
○八木(一)委員 小山局長の語、大體において事實を述べておられると思ひます。しかしながら、もつと十分な態度で言つていただきたいと思ひます。
最後に、問題の組合の方というお話でございましたが、これは素朴な組合員大衆の気持でありまして、ある意味において当を得ている。制度を新しく作るとしては、今小山さんが批判めいたことをおっしゃつたような点はありません。ところが政府が間違つたことをした状態においては当然当を得た意見であります。これをならそうとするならば、二十年以上の人が十九年以下の人の不利益において相当得をしているという部分がある仕組みでもあるわけなんです。その点、全然制度がないときでやるとしたならば、たとえばそういう制度がなければそういう意見が出てきませんで、むしろそういう意見が出てきたならば、そういう少し不合理な点を侵透して、二十年の人が少しく不利になつても、十九年の人が猛烈に不利になる点を合理的に修正をしなければならぬことになるかと思ひます。しかしながら制度はすでに始まつてゐるわけであつて、政府は強制的にこれを何十年施行していくわけなんです。ですから、二十年たつたらどれだけでもえらるというところは既得権だ、それを期待して労働者は生活の設計を立ててゐるわけなんです。二十年たつたら幾らもえらる、そしてやめてもそのほかいろいろな収入を合算して暮らしてゐるというところになつてゐるから、これは固定された完全な権利である。問題は、十九年以下の人のまことに不合

理な点、それをやつた政府の——やつたのは今の厚生省でありませう。歴代の政府の責任でありませう。政府の責任は政府が解決をしなければならぬ。十九年以下の不幸にして職場を転換をしなければならぬ人が、非常に自分の権利を侵害されてゐる。その点を補てんすることは政府の責任であります。二十年以上の人は完全な既得権です。それをもつて生活の設計を立てておる。ですから、そういうような意味ではなしに、組合の人が言つておられるように、二十年以上の権益を守らうというところは当然です。現行法でやられて、強制的に適用された人の当然の権利だ、これは固定させて、さらに平均的に上昇させるというのを努力をさせるとともに、十九年以下の人の不当に狭められてゐるのを、今までも努力をしなければならぬやつたのだけれども、この通算というやうな問題の不都合がばりやうした連中にもわかる時点、この制度の一番大事な時点においてこの問題を徹底的に解決をしなければならぬ。政府が間違つた制度を何十年やつておる、それを解決するのが政府の責任であらば、調整的な国庫負担を、大蔵省が今まで間違つた予算をずつと組んでゐる責任をとつて、十九年、十八年、十七年の人の損の分を調整国庫負担で埋めて、そこを高めるというところをしなければならぬと思ひます。そういう点についての厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。
○藤尾国務大臣 現行制度に対するなかなか重要な御質問だと思ひます。これも恐縮でございますが、検討させていたしたいと思います。

理な点、それをやつた政府の——やつたのは今の厚生省でありませう。歴代の政府の責任でありませう。政府の責任は政府が解決をしなければならぬ。十九年以下の不幸にして職場を転換をしなければならぬ人が、非常に自分の権利を侵害されてゐる。その点を補てんすることは政府の責任であります。二十年以上の人は完全な既得権です。それをもつて生活の設計を立てておる。ですから、そういうような意味ではなしに、組合の人が言つておられるように、二十年以上の権益を守らうというところは当然です。現行法でやられて、強制的に適用された人の当然の権利だ、これは固定させて、さらに平均的に上昇させるというのを努力をさせるとともに、十九年以下の人の不当に狭められてゐるのを、今までも努力をしなければならぬやつたのだけれども、この通算というやうな問題の不都合がばりやうした連中にもわかる時点、この制度の一番大事な時点においてこの問題を徹底的に解決をしなければならぬ。政府が間違つた制度を何十年やつておる、それを解決するのが政府の責任であらば、調整的な国庫負担を、大蔵省が今まで間違つた予算をずつと組んでゐる責任をとつて、十九年、十八年、十七年の人の損の分を調整国庫負担で埋めて、そこを高めるというところをしなければならぬと思ひます。そういう点についての厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。
○藤尾国務大臣 現行制度に対するなかなか重要な御質問だと思ひます。これも恐縮でございますが、検討させていたしたいと思います。

れると言われまふし、局長も検討されると言ひます。非常にむづかしい問題であることは局長もおつちやつた通りであります。けれども、むづかしいといつてはもうつておいていい問題ではございませう、至急に検討をして、これをほんとうに前向きの意味で実現させるための検討をなさつて、少なくとも今会中に、どういう方向でやつてゐるというやうな御答弁をしていただきたいと思ひます。それについて御答弁を願ひます。
○藤尾国務大臣 検討はもちろんいたしますが、この国会中にはつきりした御返事ができるかできぬか、これは私ちよつと申し上げるわけには参らぬと思ひます。一つ十分検討させていただきます。
○八木(一)委員 できる限り今国会中にされるやうな御努力をされるということ、もう少し積極的な御発言を一つ。
○藤尾国務大臣 大事な問題でございしますから、この国会と申しましてもう期間はわずかであります。この国会中に御返事ができる段階までいくかという点でございしますが、私は極はすみなお約束をするわけにも参りません。十分一つ検討させていただきますというところでございせん、これをいいたしたいと思います。
○八木(一)委員 それでは急速に全力を尽くして、前向きの意味の検討をされて、できるだけ早い機会に方向を委員の方で明らかにしていただくということをしていただきたいと思います。
○藤尾国務大臣 御趣旨は了承いたしました。
○中野委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、それまで暫時休憩をいたします。
午後零時五十二分休憩
午後三時十七分開議
○中野委員長 休憩前に引き続き、公議を開きます。
労働政策の基本施策に関する件、特に駐留軍労働者の労働争議に関する問題について調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。河野正君。
○河野(正)委員 実は、今標題の件につきましても、先般の委員会におきまして、若干政府当局の御意見を承つて参りました。しかし、さらにいろいろ御意見を承らなければならぬやうな情勢でもございと思ひます。あわせてお伺いを申し上げたいと思ひます。本日は、特にまた防衛庁長官の御出席もいただいておりますので、長官の貴重な御意見等も一つ承つて参りたいと思ひしております。
御承知のように、今日の政治は、政党政治でございします以上は、責任政治でなければならぬというところは、これはもう否定することのできない事実でございします。従つて、駐留軍関係の労働問題に限らず、この問題というものが、日本の労働問題という一つの大きな範疇の中で検討され、善処されなければならぬというところは、これはまた当然のことであらうと思ひます。従つて、今日の日本の労働問題の大きな傾向といつたしましては、これは先般の委員会におきまして、労働大臣から御説明があつたのでございしますけれども、まず労働条件の向上、さら

には労使関係の近代化、こういう問題が、私は今後の日本の労働問題に課せられました大きな使命であり、傾向ではなからうかというふうに考えるわけです。これはもう駐留軍に關しまする労使問題においても、当然であろうというふうに考えるわけです。その中でも、第一に私どもが関心を持たなければならぬのは、今日池田内閣が経済成長政策というものを強く取り上げておられます。そういうような経済成長という國民経済の中で、賃金問題というものが検討されなければならぬ。従つて、日本の労働者の賃金問題というものは、全般的に水準が引き上げられるという一つの大きな方向をとつておるといふふうに私は判断をするわけです。そういう点に對して、一つ防衛庁長官の御所見を承つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 労働問題のあり方等については、御指摘の通りであるし、また労働賃金というものが経済成長の中において当然引き上げられていかなければならないということも、これは原則として言うまでもないことと存じております。

○河野(正)委員 それからさらにもう一点御所見を承つておきたいと思ひます。これはさきのILOでも問題になりました、いわゆる労働時間の短縮の問題でございます。また近頃次の總會におきましては、この労働時間の短縮の問題が再提案されるというようなことも承つております。従つて今長官からも御説明ございました賃金水準というものを引き上げるといふことが、一つの大きな課題であり、傾向であると同時に、労働時間を短縮すると

いうことも今後課せられました一つの大きな方向ではなからうか。その場合問題になつて参りますのは、先般の委員会で労働省當局の御答弁がございましたように、やはり漸進的に段階的、弾力的な方向でそういう問題というものは検討されなければならぬだろうというようにことが言われておるわけですね。特に日本の現状を見て参りますと、諸外國の例よりも非常に労働時間というものが長い。アメリカ、カナダにおきましては四十時間程度でありますけれども、日本におきましては五十時間程度、これが日本の実情でございます。従つてこの問題は賃金問題とも関連いたして参りますから、労働時間短縮ということは、今申し上げますように一つの方向でございますけれども、その実現にあたりましては、実は先ほども私御説明申し上げましたように、労働省でも漸進的、段階的、弾力的というようなお答えが実はあつたわけでございます。こういう点に對して一つ長官の御所見を承つて、いよいよ具体的な問題に入つて参りたいというふうに考えます。

○藤枝國務大臣 労働時間がだんだん短縮されるという方向は、これは好ましいことでございます。ただ、今御指摘にもありましたように、その業務の実態その他いろいろな条件がございまいしから、これは労働省もお答えいたしたところでございますが、やはり漸進的にやるのが日本の実態としては好ましい。方向としては短縮の方向に進むべきものというふうに考えております。

○河野(正)委員 もちろん長官からも御答弁がございましたように、短縮

という方向をたどつていかなければならぬと同時に、その附帯条件と申しますか、前提条件としては、所得の水準というものが引き上げられ、生活水準も引き上げられる形で時間短縮でなければならぬということは、これは当然の事柄であらうというふうに考えるわけですね。ところが今申し上げましたのが世界の労働問題の一つの大きな傾向であり、一つの大きな方向であるわけですね。しかし駐留軍の労働者に關しましては、今申しましたような二つの大きな方向と逆行するような方向が出ておる。たとえばきょう私が取り上げようとしたします問題は、駐留軍、特にブレディ、福岡の小倉の基地におきましては、労働時間を二時間短縮する。もちろん短縮することはけつこうでございますけれども、二時間短縮に應じて賃金を引き下げる。そのために実は五千円前後の賃下げが行なわれる、こういう現象が出て参つておるわけですね。このことは、私が今申し上げますように、ILOの一つの世界的な方向、さらには日本の国内の一つの方向、これは労働大臣も先般御説明になりましたけれども、そういう方向と逆行するような現象というものが出てきておる。こういう問題に對して、駐留軍關係に關しまする最高の責任者でございします長官がいかにお考えでございしますか、一つこの際御所見を承つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 具体的におあげになりました、福岡県のブレディ基地等について、二割程度の労働時間を短縮する、ただしその労働時間に見合った賃金になったために、結局は実収入が減つたという事実については承知をい

たしております。この問題は、先ほど申しましたような、割合に今までの日本の労働時間が長いということから、傾向として短縮されるのはいいのでありますが、そのために実質的な賃金が減るということは非常にいろいろな問題があるうかと存じます。従つてこれに關連して紛争の起きておることも承知いたしておりますが、何とかこういう問題は両者の納得のいくような方向で解決するのがよろしい。御承知のように、現在現地においてはいろいろと交渉が持たれておるようでありまして、そういう意味において円満な解決が出来ますように念願をいたしておる次第でございます。やはり傾向としましては、労働時間が短縮したらそのまゝそれだけ実質賃金がカットされるといふことが少しも緩和されるようなことが望ましいことであるというふう

に存するわけでありまして。

○河野(正)委員 今長官から具体的な時間短縮に伴う賃金の確保というようにことが望ましいという御答弁だつたと思ひますけれども、そういう事態が起つてくる場合に、最もしばしば問題になつて参りますことが一つあるわけですね。どういふことかと申しますと、この労務契約の基本原則でございします現地軍と兵との間におけるところの共同管理原則というものがうまく運営されておらぬ。今度の問題でも、時間が短縮されることはけつこうでございますけれども、それに見合うだけの賃金が切り下げられるというところは、ILOの世界の方向にも反するし、また生活権の上からも非常に大きな問題だ。毎月五千円見当の賃下げが行なわれる。しかも十年以上勤務しております

と退職金というものが十万円以上減る。そういうように生活権をおびやかされる、あるいは退職後の保障というものも非常に圧迫される、そういう重大な問題も含んでおるわけでありまして、けれども、そういう問題を解決するためには、この基本労務契約というものが円滑に運営されていかなければならぬ。それがどつちかの力關係で一方的に運営されるといふことになりまして、今申し上げますような納得のいく解決ができぬわけでありまして、どうしても納得のいく解決をするためには、労務契約の基本方針、基本原則でございします共同管理の原則というものが強く守られていかなければならぬ。現在の状況はどういうふうに御判断になつておりますのか、この際一つ御所見を承つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 御指摘のように、この駐留軍労働者については、日米の共同管理の原則、これを堅持しなければならぬわけでございます。具体的な今度の例につきましては、すでに御承知のように、十五日間の日米間の協議の結果、ついに妥結に至らずに、基本契約の原則に従ひまして米軍がそういう処置をとつたわけでございますが、今後の考え方としては、できるだけその協議の期間に両者の意見の一致をするように強く努力をして参りたいということをお私に考えておる次第でございます。

○河野(正)委員 努力されたでございまして、努力されていかなければならぬということは当然だと思ひます。しかるに私は今度の一つの現象を取り上げて参りましたが、そういう共同管理の原則というものは必ずしも守

られておられない。なるほど手続上からは、基本契約によりますと十五日の期限でございますけれども、少なくとも共同管理の原則に従うならば、たとえ十五日であらうけれども、その間納得するような線が出てこないならば、当然これは契約の上からも十五日の期間を延長することができ得るわけですから、そういう期間の延長をする中で、私は納得する形で解決すべきだ、そういうふうな考えるわけでございましてけれども、今申し上げますように、十五日という基本方針にこだわって、この問題が一方的に押し切られた。そういうところは私は非常に大きな問題があったと思うわけです。そういう点に對して重ねて一つ御所見を承っておきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 今度の具体的な福岡の問題につきましては、いろいろ中央からの現地軍に対する予算の配分の問題その他があつて、どうしても十月一日から実施をせざるを得ないような現地の部隊としては事情もあつたかに承知をいたしておるわけでございまして、原則的な考え方といたしましては、できるだけ事前協議と申しますか、そういう間において妥結をはかり、あるいは場合によつてはその十五日の期間を延ばすことを強く主張をいたしまして妥結するような方向で進めたい。また中央においては、そういう点をさらにわれわれといたしましては、米側にも十分日本の労働事情等も納得をしてもらうような努力を払いたして存する次第でございまして。

○河野(正)委員 その日米共同管理の原則に従つて、こういう問題を処理してもらいたいというふうに要望するのは、私どもだけではないわけです。長官御承知かどうかかわりませんが、八月十七日のゴードン・レターのなかでも、そのことが強く勧告されておるわけです。その内容はどうかと申しますと、一、二例をあげて申し上げますと、その契約担当官でございましてゴードン・レターの中では、日本人の心理、人生観、習慣及び慣例はわれわれと違つておる。従つてわれわれが米側部隊に對して効果的、能率的かつ経済的な援助を行なうためにはそれらの相違を理解することが不可欠な点である。それからさらには、あらゆる人事処理というものは、米軍施設の運営に不当な障害を及ぼさない限り、できるだけ労働管理事務所の職員と調整をする必要が、契約の上にあるしにかかわらず、そのような処置がされなければならぬ、こういうふうな契約担当官でございましてゴードンは警告を發しておるわけです。単に私どもだけでなくて契約担当官におきまして、今申し上げますようにいろいろ日本人の心理状態、人生観、習慣というものは違つておる。特に人事問題については米軍施設の運営に不当なる支障——特に不当というのを強調しておるわけでございしますが、不当なる支障を及ぼさない限り、十分調整をしておかなければならぬ、こういう警告を契約担当官が發しておるわけです。私はそういうゴードン書簡を見て考えますことは、どうも今日までの日本側のアメリカに對しますところのいろいろの要請というもの、弱腰に終始しておつたのではないか。たとえば今の基本契約によりまして十五日、手続上にも何ら誤りがない。そこでアメリカ側に

對しても非常に遠慮をして日本側の要求を伝える。そういうことから、ほんとうに日本側の立場、労働者の立場というものが尊重されなかつたのではなからうかというふうなことを、実は今日私どもは強く痛感をするわけです。特に今日までの小倉ないしブレディにおきますストライキ問題に對しまして、いろいろ私どもは承知をして参りましたが、その中で私どもが承知する範囲におきまして、どうも今申し上げますような感じがなきにしもあらず、そういう感じを私どもは強く、残念でございまして持つて参つたわけです。そこで少なくともアメリカ側に對しましては、ゴードン書簡の趣旨というものが当然尊重されなければならぬし、また日本側におきましては、契約担当官すらそういう警告を發しておるわけでございまして、さらに私は日本側においては強い態度をもつて臨むべきではなかつたらうかというのを考えておるわけでございしますが、それに対して長官の一つきざんたる御所見を承つておきたいと考えております。

○藤枝国務大臣 ただいまの御指摘になりましたゴードン書簡にもそれだけのことを言うようになりまして、等も、われわれが努力をいたしまして日本側の労働事情の特殊性、あるいは日本人の性格等について十分考慮を払うような要請をし、続けて参りました一つの現われかと存じます。しかし必ずしも十分でない点はございまして、さらにそうした面については十分に注意をいたしまして、今後特に日本の労働事情というふうな、あるいは労働の慣習、こういうもの、あるいは労働賃金に對する日本人の生活の考え方、こういうものを十分考慮をしてもらうような注意をさらに喚起をして参りたいと存じます。

○河野(正)委員 今日までもいろいろ駐留軍に關しまして、労使の問題が起つて参りました。駐留軍関係の問題は非常にむづかしい問題が多いので、今後ともしばしばそういう問題が起つてくると思ひますが、私はそういう問題の解決をはかる基本的な態度というものは、やはり日米の共同管理の原則が貫かれるということが大前提である、これが貫かれることなくして今後の解決はあり得ぬというふうに考えるわけです。ですから今度のストライキの問題もそうでございましてけれども、今後起つてくるであろうものもろの問題につきましても、まず共同管理の原則というものが貫かれる、この点を確立するというのが最も緊急な問題であらう。ある意味におきましては、駐留軍関係につきましても直接雇用責任者というものは果でございまして、果がアメリカ軍に對して労働を提供するという形でございまして、そういう駐留軍関係に關します労働者の労働管理に對しての自主性というものを回復していく。そのことがひいては共同管理の原則に従ふことだし、また今度の問題もそうでございまして、また今後の起つてくるであろう、予想されるこれらの諸問題を解決するべきというものは、私はそこにあるといふふうに考えるわけでございまして、が、そういう駐留軍労働者の労働管理に對します自主性を回復する、共同管理の原則を貫くためには、日本側が、要するにアメリカ側の一方的な事情によつて左右されるのではなくて、やはり直接の雇用関係というものは日本側にあるわけでありまして、そういう自主性を回復することだといふふうに考えるわけでございまして、その点、長官いかがお考えでありますか、一つこの際承つておきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 申し上げるまでもなく、駐留軍労働者の管理に關する基本的な問題は、この基本契約に従つてやるわけでございまして。おのの日本側の担当すべき問題、米側がやるべき問題等がございまして、従つてこの基本契約に従つてやるわけでございまして。ただ、その精神として、ただいま御指摘になりましたような、とにかく政府が雇用主なのでございまして、そうした雇用主としての立場というものを十分に意義を發揮できるように方向で今後とも処して参りたいと存じておる次第でございまして。

○河野(正)委員 特に私がさういふ点を御指摘申し上げなければならなかつた理由というものは、今日までもしばしば基地の縮小がございまして、あるいは閉鎖もございまして、あるいはまた機構の改革等もございまして、そういうような基地の縮小、閉鎖あるいは機構の改革等をめぐつて、実は今日まで大小の不当労働行為というふうなケースがしばしば起つてきたわけですが、そこで、そういうような不当労働行為を防止するためにも、やはり私がさつき申し上げましたように、駐留軍労働者に對します労働管理の自主性というものを回復していかねばならぬ。と同時に、そういうような不当労働行為というものがだんだん重なりつていく、そういう情勢の中で、実は駐留軍

労働者に對します不信任感あるいは駐留軍労働組合に對します蔑視的な、侮蔑的な觀念といふものが自然に發生してきつたのであるのではないかと、というふうなことを私は考えるわけです。

そこで、もう時間がございませんから端折って申し上げますと、今度起こりました板付基地におきます労働組合の組合旗を――労働組合の組合旗といふものは労働組合の一つのシンボルである。この労働組合の組合旗をアメリカの二人の二等兵が破損をしたという事件が起こつて参つたわけです。ところが、それは組合旗を破つたというふうなことはなくて、そういうふうないろいろな不当労働行為があるいは日本の労働組合に對します蔑視觀念、そういうものがちりも積もつてだんだん蓄積されて、そして結局組合旗を破損する、組合旗を破るといふふうな行為に発展していったのではなからうかというふうには私は判断をするわけでは

そこ、長官にお尋ねいたしたいと思ひます。それは、そういうアメリカの兵隊が日本の労働組合のシンボルともいふべき組合旗を破損する、そういう行為をどういふふうにお考えになつておられますのか、一つこの際承つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 今回の板付基地における労働組合旗の破損問題につきましては、非常に残念なことではございませぬ。すでに御承知のように、その後その米軍の兵士も逮捕され調査をいたしておるところでございませぬ、また嚴重なこれに對する抗議も申し込んでおるところでございませぬ、いづれにしましても、こうしたことが起こりま

すことは非常に残念なことでありまことに、そういうことから非常な感情的な問題が出るということになつてはならないと思ひます。従いまして、今後こういう点については十分注意を喚起し、ことに、それがもしも御指摘のような組合旗といふことに相なりましては、これはもう非常な問題だと思ひますので、その辺のところは今後とも十分注意を喚起して、二度とこうした不幸なことが起こらないように努めたいと思ひます。

○河野(正)委員 たまたま長官の御答弁の中に感情的になつては困るというふうなお話もございました。私も全くその通りだと思ひます。ところが、まことに残念なことには、今度起こりました――これは今月の十五日に起こつたわけですが、今度起こつたのが最初ではないわけでは、これと同じような組合旗破損の事件といふものが昨年の十二月十一日に起こつておるわけでは

す。しかも、この昨年起こりました十二月十一日の時点といふものは、やはり駐留軍労働組合といふものがゼネストを敢行するといふさなかに起こつてきた。ところが、今度の場合もストライキに入つておるわけでは、しかも警備員のストライキのみならず、ゼネストに突入しようか、そういう時点の中で、また再びそういう事実といふものが起こつてきた。そこに私もこの問題が非常に重要視しなければならぬ

ゆえんといふものがあるわけでは、これは今度の問題で、あるいはまたこの前みたいに酒に酔つたらつてやつたといふことでございませぬ、またあまであつたといふけれども、時あたかも組合の重大なる実行行使でございませぬ、ゼネスト、

こういう重大な段階に行なわれた、しかも昨年もそういう重大な段階で行なわれた、そういうところに今度の問題の本質的に非常に重大な意義があるかといふふうには私は考えるわけです。

そこで私は今度の問題といふものは単に残念でございませぬ、嚴重抗議を申し込みますといふようなことでは――その組合旗を破つたということだけでございませぬ、別でございませぬけれども、今申し上げましたように、本質的に非常に重大な要素を持つておるといふように判断をするわけでは

ら、そういう状況を長官が御承知だつたかどうかかわかりませぬけれども、もし御承知なれば、私が今申し上げましたような状況でございませぬので、そういう状況に立つて一つ長官から適切な御答弁を願つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 私の方といたしましては、それがどのような事情でそういうことになったか、現在実情を調査をいたしておる次第でございませぬ。実情の判明次第適切な処置をとりたいと思ひておる次第でございませぬ。

○河野(正)委員 長官は実情を調査したいといふことでございませぬけれども、そういう事件が起こつたといふことは先ほどお認め願つておられますので問題ないと思ひますが、実は昨年これと同じようなケースが起こつて参りました際におきまして、当委員会において取り上げたわけでは、その当時は主として当時の大臣でございまして石田労働大臣に、これは日本の労働問題に對する最高責任者でございませぬ、いろいろ御所見を承つたわけでは、それから、さらに調達庁長官にもお伺ひしたわけでは、その席上におきまして

も、政府もまことに遺憾の意を表せられた、アメリカ側でも、まことに遺憾であつたといふことを當時司令官が陳謝すると同時に、破棄せられました組合旗はアメリカ側が新調して組合に寄贈した、こういうふうにアメリカ側としても非常に遺憾の意を表して参つたわけでは、

そこで実は委員会におきまして、そういうふうなアメリカ側の態度を私も了として、その後の追及を行なわなかつたわけでは、ところがそういう問題がまた繰り返されるといふことになりました、私はアメリカ側の反省の態度についてはいささか疑惑を持たざるを得ない。そこでこの点については、一つ長官の方から、アメリカ側に嚴重に抗議を申し込んでもらいたい。私は何も反米思想で言つて

いるわけじゃない。やはり日米の国民感情からいつてもそういうことは望ましくないと思ひます。これは私は労働組合出身者でございませぬけれども、一國民としても、そういうことはアメリカのために好ましくない、日米感情のためにも好ましくないといふふうには考えますので、一つこの点について嚴重に長官からアメリカ側に対して抗議を申し込んでもらいたいが、

そういう御意図がありませぬかどうか、お伺ひを申し上げたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 お話のように、この種の事件が再び起こつたといふことでございませぬ、非常に遺憾でございませぬ。実情調査の結果、十分適当な処置をとりたいと思ひます。確かに御指摘のように、そうした問題がむしろ日米間にわだかまりを持たすようなことになりましては非常に残念でございませぬので、十分その点を氣をつけて善処を

いたしたいと思つております。

○河野(正)委員 と同時に、私が一番おそれますのは、そういう日本の労働組合に對します蔑視的な一つの態度、ムードといふものが、今日二十日間にわたりますストライキが続いておられますけれども、そういうストライキを解決するために、一つの障害となつておるのじゃないかと、そういう觀念でおるのではなからうか、そういう觀念で解決しようという意欲が阻害されておるのではなからうかといふふうには、私も実は心配をするわけです。私どもは実は心配をするわけでは、私どもはストライキがいいといふふうには判断をいたしません。好ましいこととは考えませぬ。そういうストライキとい

うものは、一日も早く日米の国民感情の上からも一つ解消してもらわなければならぬ。ところがそういうふうな日本の労働組合に對しますアメリカ軍の蔑視的な觀念、風潮といふものがありますと、私は今後ともそういう問題といふものが繰り返されるのではなからうかといふふうには心配いたします。そこでその点については十分お含みの上長官から善処をしていただきますようにお願いを申し上げます。

それからもう一つ、この点は非常に重大でございませぬ、労働省の方も御出席でございませぬので、あわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

労働者に對しましては、労働三法においていろいろな権利といふものが保障されているわけでは、ところが今度の場合には旗を破るといふことですけれども、そういうような行為といふものが労働者の権利行使に對する一つの圧力になる、こういうことは、この前のケースはアメリカの兵隊が酔つたらつ

てやった、今度の場合はそうじゃない、今度の場合には、私どもは報告を受けておるわけですが、たとい酔っぱらっておる方がおるまいが、公務であるもの、これは憲法で保障されておりますし、私どもとしては守つていたかなければならぬ。そういう意味で、今度のような問題が組合運動に對する圧力というふうになります。これは、まことに遺憾であるといわなければならぬと思ふのです。こういう點に對しまして、長官とあわせて一つ労働省の方からも御所見を承ることであります。幸ひと思ひます。

○藤枝国務大臣 労働三法で保障されているいろいろな権利が、そうした行動によつて圧力を受ける、ゆがめられるというふうなことは、これは非常にいけないことであります。従ひまして、そういう見地からいたしまして、こうした種類のことが二度と再び起こらないような十分な処置を要請いたしたいと思つておる次第でございます。

○富樫政府委員 お話の通り、組合の組会旗は、たとへば國で申しますれば、國旗の尊嚴と同じでございます。労働三権のみならずそういうものに対する理解、敬意、感情というものを十分に尊重する。今後起こらざるようにするのみならず、今回の事件につきましても、組合員のみならずわれわれまでも納得のいくような処置を私ども期待する次第でございます。

○河野(正)委員 最終的にお尋ねをしたいと思ひますが、実は今申し上げますような組合旗の問題というものは、現象としては別でございますけれども、

も、本質的には非常に重大な問題です。この点は、労働局長から適切な御答弁をいただいたと思ふのです。

そこで私は再度にわたつてこういうケースが行なわれ、しかもストライキというものは労働者が行使する非常に重大な権利行使なんだ、そういう重大な状態の中で再度にわたつて行なわれたところ、私は今度の問題の本質的に非常に重大な意義があつたといふふうにお考へております。そこで私も、きょうまで側面的でございますけれども、今度の時間短縮に基づきます賃下げ問題というものは早期に解決するようにということで、実はアメリカの参謀長に私個人が公つて参りました。しかし今日なお解決に至らぬ。私は、まことに日米の国民感情の上からも非常に残念なことだと考へるわけです。さらに今申し上げるような組合のシンボルでございます組合旗が、アメリカ軍によつて破損されるというようなことは、ますます遺憾な事態だと考へるわけです。今度の場合には、今までのいろいろ御努力願つたと思ふのです。しかし私は主として調達庁長官を通じて具体的に——精神的にはいろいろと御協力をいただいておると思ひますけれども、具体的には調達庁の長官を中心として善処が行なわれたといふふうにお考へます。しかしながら駐留軍関係の最高責任者というものは御承知のように防衛庁長官でございますから、この問題の処理にあたつては、防衛庁長官が先頭に立つて解決のために御努力をお願いする。さらには労働省の關係は、この問題は本質的に重大な意義をはらんでおりますので、

防衛庁と十分連絡の上この問題が円満に解決をし、さらに今後そういうふうな不当な行為が絶対に起こらぬようにといふことで労働省にはお願い申し上げます。そこで、今申し上げましたように、この問題は本質的に非常に重大な問題でございますから、今までは主として調達庁の長官を通じて御善処を願つたが、最高の責任者というものは、防衛庁の長官でございますから、この問題の処理に關しては防衛庁の長官が中心となつて一つ御努力をお願いする、そういう御決意を最後に承りますと同時に、労働省の方からも御決意を承つておきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 十分労働省とも連絡をいたしまして、私の責任をもちまして善処をいたしたいと思ひます。

○富樫政府委員 私どももできる限りの努力を払つて善処したいと思ひます。

○中野委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明十八日午前十時より委員会を開くこととし、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

昭和三十六年十月二十日印刷

昭和三十六年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局